

雙魚堂日載

卷十二

明治四十五年八月起筆
改元大正元年八月

特別
14
1919
261



其体何處におありしとけはるん三十日のまゝの
 ニおのころは只〇時中三分とまゝの山月御遊ハ
 しつゝいとおもひはるは是れせらるゝに傳へて
 リ
 一イも畏こまことまゝに 聖王は御流世傳
 〇四ノ百五ノ年 變り赤傳の六十一歳 御體
 格のゆゑを海の上より御おすも 山前御を
 つゆもまじ 御流世傳の萬民のるつゝ
 傳のともあし得たる所はまぬつゝも (山前)
 の完なりとて 〇がまゝとせよ 御流世傳

一ことゝがまゝに 陛下の御流世を四十五年の
 短の月をらんも日本の歴史として 以ておまゝ
 御と致さるゝ 御流世を 此点 ともまゝ
 陛下と六十一歳を 前朝の十数代を
 ありともははわし得るゝし こと一なる
 行ハせ給へらるゝと御ありて 日本飛古の歴
 史に記しるゝこと 世界の歴史より 於
 ても五十年未傳の短の月を こんごの流
 流をまげらんを 御例を新しんご
 する 世界歴史の下の権執ししエ

トを破るに得ず其を其人日本臣民の亦母
界の勲も徳もとんきも也 御況世経
いと善も御況蹟の備と善くも存く且つ
深く既千古日本の名蹟なる侍露と樹き此
みよ世界の才一專圓の列しと也 亦水遊み
いと御況蹟を思くは 聖上也亦御遺徳
無うう金き歎 命を切る不世出の聖天子の
いぬの上も専事を保以やん長く國運を
加渡あつて給はんことを仰ふ臣民の情も
於て非も御前御をめぐるも痛惜あね

七を人と武人と之れと有辭言ひあつたもの
言辭と侍るに共しあつた也
僅に一あつと揚つてあるを亭とト上げやう
を得さうと云うは 陛下の御況蹟を 兼長と
く将身帝祚を履さうと云ふべき 天子の軌範
いと心もきと申すまひもさう其の一人とて
の御人格も長くと 将来九世の位に就うとて
天子の模範とて 其のままの公務に勤勉を
深くせしむるに於て其の文武の道も深く其を
御まめさるるに中にも 物と武と以つて大

清心と清心しる上は格を待て臣民の勤し清
仁意深く清自ら清と敬も世の人又さふい
賢るものと与と清心しる上は格を待て臣民の勤し清
天子も木と仰えん後方^之の永く模範に
のべき目こし妻人^之の清に記すを申すも
果し

おのれと仰めの清心しる上は格を待て臣民の勤し清
と存じ清心しる上は格を待て臣民の勤し清
なり改え清心しる上は格を待て臣民の勤し清
りし世の清心しる上は格を待て臣民の勤し清

清心しる上は格を待て臣民の勤し清
と申し世の清心しる上は格を待て臣民の勤し清
お心し清心しる上は格を待て臣民の勤し清
清一人清心しる上は格を待て臣民の勤し清
親しむ世の清心しる上は格を待て臣民の勤し清
いとも清心しる上は格を待て臣民の勤し清
り親しむ世の清心しる上は格を待て臣民の勤し清
年清心しる上は格を待て臣民の勤し清
もえんし清心しる上は格を待て臣民の勤し清
百年清心しる上は格を待て臣民の勤し清

と云し其年辨心正統と云ふこと
す〜 辨心辨心と云ふ改〜
色成〜 世〜 世〜 世〜
世〜 萬民皆曰世〜 世〜
世〜 先帝の神徳辨心と云ふ事
〜 天白王と〜
〜 世〜 世〜 世〜
満物の替成を〜 世〜
世の二字あり 世下世世の年辨心と云ふ
〜 世下の世世を〜

世〜 世の文字を世〜
又世の二字の神徳の辨心と云ふ
の天皇と云ふも世〜
先帝の辨心と云ふ世〜
世〜 世下の文字あり
新年辨心と云ふ世〜 世〜
世大高の文中〜 大高と云ふ世〜
世〜 大高を世〜
世〜 辨心ありと云ふ世〜
つて世〜 世〜 世〜

大正也」とあり大正の二字にんじき来る
 折又と世界の大事の福としはしるしと帝
 の清治世に五十年の湯をふとあつても世界の比
 の大正のありを四運の上を又しるしとゆも又大正
 をを要するを主を修めんとる進むを知の
 二抑ゆるをわくくを興を冠と所以也先
 帝のしを初めしとるべきを得たる四十五年の
 の難進を備成の主格を其後を保持するを
 のありか大正の二字也を止め進め成進を
 得べきものを抑ゆるの言を寓するに此の元

先帝の後帝のあり大正の存する所を
 うをん其^{何れ}しむる所をん新
 帝の今後の帝施政を為しおのころを教訓
 を寓する所とありて一匡元とるに比月とさ
 べ也
 津吉にあまるとん先帝を於て四運一統のゆる所
 降運ありてしる即ちユモドルハリーの大艦を擁
 してゆると海軍のゆる陛下の帝降運の軍
 する地ゆる國家盛衰のゆる時陛下の
 此際の帝降運を視察の大使命を皆びて

物に清降延あつたをいふことと謂ふを在し
此の英主の國歩艱難のゆゑに清降延あつて
こそある上下をきつて西遷せしむる未使と却
つて西遷も一轉國西遷といふことの甚とる
りたるなり

鎌倉幕府以来半平とて移けたるおま
物なと一朝も移るに後継おまに、と成し
美奴の末傳こゝに解け西民平等の権利と
自由を得、一般の教育こゝに始めて行ふ、一部
種族の特権とてし、其の國國民皆共の御事

物なと改まるる憲法制定を以て西の國に
け地方の自治全國に施さる、泰西最良の文
の存を核き西法すべしと定まると、内治外
物なと武威外に揚も驕治暴露皆に降
り千古史とす、朝野終るに帝國の龍
藩藉に入る、凡そ此等の一書一白も天子
一代の大古業と稱するは是の流るる先
帝と此の偉大なる教多の流業と一代
て成就せしむることを世界史以来
の英傑とてこれを求むるも或んといふ

先帝御名

先帝御名

明治六年五月十三日
德大寺宮内卿ヲ以テ陸
軍少將篠原國幹ヲ被爲
召下總國千葉郡之内原
之地ヲ習志野ノ原ト改
稱陸軍訓練場ト被相定
候旨別紙御筆ヲ以テ御
渡相成候事

先帝陛下の

御宸筆

習志野一
〔別項御武徳記事参照〕

習志野原

日一卅月七年五十四治明 (可認御武徳記事参照)

日一卅月七年五十四治明

(四)

御製九萬餘首

明治天皇作歌の御事

決して幾少ならざる数量を拜察し奉らる
本年二月高嶺正風御物故されてよりは一
回も御製を下し給ひし事なく久我新所長
も拜見しまつれる事なき由なれば陛下殿
近の御製としては本年の歌御會始めに遊
ばせし松上禮二を拜しまつるのみなり鬼
るは國を治め世を思はせ給ふ大御心、扱
ては國民を慰ませ給ふ御仁心の發現にあ
らざるはなく併かも御幼少の時より御
その御製に係はらせられし一年三百六
十五日未だ嘗て御製を怠らせたまへる事
なく、殊に近年にては一日多き時は六
七十首少とも三十首を下らせられし一日
の平均五十首とすも一ヶ月には一千五
百首を遊ばす次第なるが斯くの如き御製
の佳什、明々吟詠すれば妙味湧して盡
ざるの概あり試みに故高嶺御所長に拜
見仰付られし一回七八百首の中に歌に關
する御製五十餘首あらせられし由にてそ
の中の數首を某歌會の爲めに宛らされし
直らせらるゝと共に非凡の歌人に直らせ
同はるゝ御製には
思ふこそありのまにくらぬるが

諒闇第一日

今上陛下最初の行幸

悲痛の叫び慟哭の聲に天は明けたれども
萬物死して音無く鷄犬又哀號の涙に咽ぶ神
明の加護も億兆の赤誠も遂に天壽を延ばす
に由なし幽明を隔て、尙長く大行皇帝の冥
德に浴せんのみ
夜半三重橋畔の鐵柵に縋つて昇天の御靈
を追はんとするもの數百、曉に到るも尙砂
礫の上に跪坐して離れず呆として我を失せ
るもの、如し大内山に殿籠りせる百官亦同
じ哀愁に神を失ひ氣を滅し靜座に堪へて午
前四時曉霧を破つて續々として歸郷す心な
き馬さへ尾を垂れ足掻き又進まず號外の聲
に戸を開いて崩御を悼みし庶民は隊を組み
大朝にて卅日繼

▲年號

新帝御號
大朝にて卅日繼

皇朝御製

石下總國千葉縣之四原
之地を聖志野ノ原ト改
稱陸軍訓練場と被相定
候旨別紙御筆ヲ以テ御
渡相成候事
先帝陛下の
御宸筆
「聖志野」
(別項御武徳記事参照)

御製九萬餘首

明治天皇作歌の御事

聖文武明治天皇陛下の御事蹟に就ては
なかく申さんとも畏し我等が日常陛下
の御製を拜する毎に甚深なる感動を受く
るは國を治め世を思はせ給ふ大御心、切
ては國民を慰ませ給ふ御仁心の發現にあ
らざるは併かも御幼少の御時より御
父帝御誘導の下に其技を磨かせ給ひしよ
り作歌の御技術は眞に當代獨歩と申すも
過言にあらず恐多き極みなるも御製を伺
ふに口を衝いて出づるものは即ち金玉
の佳什、明々吟誦すれば妙味擲して盡
ざるの概あり試みに故高橋御歌所長に拜
見仰付られし一回七八百首の中に歌に關
する御製五十餘首あらせられし由にてそ
の中の數首を某歌會の爲めに洩らされし
ものなり歌を唯一の御慰みと思召す事
の伺はるゝ御製には

思ふことありのまに／＼つらぬるが
いとまなきよのながめにして

言の葉の道をや神のひらきけん
人のこゝろをなぐさめよとて

事しげき世による人も我好む
道にわけ入るひまはありけり

まつりごといとまある日になりけり
言の葉ぐさやつみて遊ばん

いとまあらばふみわけて見よ千早振
神代ながらのしきしまの道

言の葉の敷よみしてもみつる哉
わが政事いとまなる日に

村肝の心のうちにおもふ事
いひおぼせたる時ぞうれしき

また歌の眞理を悟らせたまへる一端を伺
ひ奉らるゝ御製には

すなほなる人の心をたねとして
さきこそほへ言の葉の花

眞心をうちいづる道を月花の
もてあそびよは思はざらん

眞心をうたひあげたる言の葉は
ひとたびきけばわすれざりけり

思ふことうちつけにいふをさな子の
ことばやがて歌にぞありける

言の葉にまことの道はちはやぶる
神のをしへ待つ外ぞなき

我國の歌人にして最も數多く讀みたる人
として知らるゝは藤原家隆なりこの人

一代の歌者大凡六萬首と聞き近世にては
大抵にて晩年を送れる大隈言道翁にて七

年間の歌詠五萬首を踏へたりこの五萬首
は實際の數なるや否や不明なるも子が手

許にある翁が端本の遺稿には七年間によ
める五萬首のうちより抄録すとの手記あ

り然るに我が天皇陛下の御製にして現に
御歌所の文庫に保存せらるゝもの九萬餘

首ありとは故高橋正風翁が御歌所長とな
りてより時々刻々五六百首若くは七八百

首を御覽めありたるものを正風翁が一々
淨書したてまつて保存せしものなるがそ

れより以前故西三條公允伯が御歌所長を
承はれる頃の御製は御歌所には現存せず

仍てその御製の數は明らかに知り難きも

先帝の御逸話

▲醫學統計を造らせ給ふ
明治天皇陛下の常に衛生に御心を傾け
せ給ひし御事は屢々拜聞せし處なるが嘗
て我國に黒死病流行し官民一同恐ろしき
病魔の延蔓を怖れ是れが像防法に腐心せ
る頃のことなりき一日聖上陛下には侍從
長に黒死病患者の統計を御下問せられた
りき然るに侍從も思ひ設けぬ御下問に御
返答も申上ね直ちに内務省に對し御座
の趣きを傳達し統計の申達方を命せし
内務省は急遽統計を申達せるを以て上問
に違したる處陛下には御然視ありしが御
ありて此統計は相違し居らずやとの御
間に侍從の驚き一方ならず大に狼狽し直
ち内務省に再調査を命じられたれば内務省
者は直ちに電報を以て時の大阪知事を
上京せしめ漸くにして完全なる統計を上
聞に達するを得たりと云ふが今は早や國
民の熱淚の種とはなりぬ

御聖徳年表

- ▲御降誕あらせらる 嘉永五年九月廿二日(陽曆十一月三日)
- ▲御元服あらせらる 慶應三年正月九日
- ▲御踐祚あらせらる 慶應三年正月九日
- ▲時を寶算御十六
- ▲王政復古の詔を下し給ふ 明治元年一月(陽曆三月十二日)
- ▲五箇條の御誓文を下し給ふ 元年三月十四日
- ▲江戸へ遷都あり 元年四月二日

(四) 明治四十五年 七年



最近の先帝御肖像

(明治四十五年三月十七日第三種郵便物認可)

兼新新聞

號

明治四十五年
外 七月三十日

崩御

天皇陛下今卅日午前零時四十三分崩御あり

らせらるる右官報號外ど以て宮内大臣内閣

總理大臣連署にて告示す

昨廿九日午後八時頃、御病狀漸次御増悪

あらせられ同十時頃に至り御脈次第に微

弱に陥らせられ御呼吸は益々淺薄となり御

昏睡の御狀態は依然御持續遊ばされ遂に

今卅日午前零時四十三分心臟麻痺により

崩御遊ばさる實に恐懼の至りに堪へず

午前一時卅分發行

發行兼印刷人 中村政雄 編輯人 横前正輔
發行所 東京麹町區有樂町二丁目一番地報知社

皇太子嘉仁親王殿下には先帝崩御に引續き三十日午前一時西園寺首相以下各大臣元老山縣樞密院議長以下各元老列踐詐式を行はれたり

昨日午後八時頃より御病氣漸次増悪し同十時頃に到り御脈次第に微弱に陥らせられ御呼吸は益々淺薄となり御昏睡の御状態を依然御持續遊ばされ遂に十三日午前零時四十三分心臟麻痺に依り崩御遊ばざる寔に恐懼の至りに堪へず岡侍醫頭青山三浦兩博士西郷相磯森永田澤柳田高田各侍醫拜診す

天皇陛下崩御 三十日午前一時十分宮内省公示 天皇陛下には二十日午前零時四十二分崩御あらせらるる右官報號外を以て宮内大臣内閣總理大臣運署にて告示さる

九日夕刊版

倫敦電報

モ國の回答(八日) センエ來電に曰くモンテテグロ國は土耳其國の抗議に對し強硬なる回答を爲せり曰くモンテテグロ國の兵士は一人だも土耳其領内に在りたる事なし過般の戦闘は土耳其國兵士の絶えざる挑戦の結果已むなく感戦したるものなりと

内閣一部改造(八日) 大藏次官エリバンク氏はウイットマン、ピアン、株式會社の専務取締役となり而して阿氏を貴族に列すべき旨公表されたりイリソグウォース氏其後任に擧げらる

伯林電報 土前陸相の來遊(七日) 前土耳其國陸軍大臣マムト・シエフケット・パツシヤは往訪客に對し獨逸式を模範として實施せる日本國の兵制改革を調査せんが爲め日本國に旅行する計畫あるを言明せり

伊土講和(七日) 伊國外務省はテルスブルヒ、コルレスボンデンツ

明治神宮造營協議會

明治神宮造營に關する聯合協議會は九日午前十時より商業會議所に開會澤澤阪谷高橋近藤野中野大倉早川佐竹志村氏等實業家及び市區會副市長選出代議士等出席者百八名中野氏の發議にて澤澤男を議長に推し協議に入りて先づ阪谷市長より明治神宮を帝都に御造營せられ度爲め奔走したる顛末を稟述し御大葬に關する市側の準備と用意とを報告し猶ほ諸君に計りて遺漏なき様期し度故注意を乞ふと懇請する所あり角田氏は「出來得るだけ各自の所懐を述べて此の會合に於て大體の決定を爲したし神宮の御造營が若し討論をも請願をも要せずして出來る事なれば實に結構なる次第也故に少放の委員を擧げて

宮廷錄事

練習艦吾妻(九日) 元山より入港十一日依世保に向け出港の旨 武藏艦(九日) 八日千島に向け出發せり 聖上出御 聖上皇后陛下には波多野侍從長御陪奉九日午前十時青山山御所御出門十時時分宮内に出御大行天皇御神慶御拜禮皇太后陛下の御慶章を御奉伺あらせられし後 聖上陛下には其御座所に出御萬機を御親裁あらせられたり 元老大官室内 松方侯爵を始め井上元帥、寺内閣總理、山本海軍大將、乃木陸軍大將、島宮中願閣、伊達侯爵其他親任、同侍遇諸氏は天德奉伺の爲め九日午前十時半より午前午後

選擧犯と普通囚 選舉法違犯罪因が大概の恩典を受けるべきものなりとは當初政府部内有力者間に

日露を抜かんとす 陸總理は英、獨、佛、米の四國借款、本國に對し秘密に二千萬兩の借款を開

皇太子嘉仁親王殿下に於て先帝崩御に引續き三十日午前

一時西園寺首相以下各大臣山縣樞密院議長以下各元老

参列儀式を行はれたり

昨日午後八時頃より御病氣漸次増悪し同十時頃になり御昏睡

先帝崩御御経過

天皇陛下に於て二十日午前

時四十三分崩御あらせらる

天皇陛下崩御

右官報號外を以て宮内大臣西園寺

大臣運署にて告示さる

御病氣に堪へずとの旨を

御病氣に堪へずとの旨を

御病氣に堪へずとの旨を

御病氣に堪へずとの旨を

卿ハ復古ノ功臣ナルヲ以テ 朕今ニ至テ猶其功ヲ忘ス 故卿ヲ侍講ノ職ニ登庸シ 以テ朕ノ徳義ヲ磨クイアラフ

唯一無二の宸翰

故副島卿の辭意を讀さん爲め 親しく御執筆の優渥なる内勅

御病氣に堪へずとの旨を... 唯一無二の宸翰... 故副島卿の辭意を讀さん爲め

冥加至極

當時宸翰の御使 せし土方伯謹話

冥加至極... 當時宸翰の御使... せし土方伯謹話

伯は博學の士

伯は博學の士... 伯は博學の士... 伯は博學の士

伯は博學の士... 伯は博學の士... 伯は博學の士... 伯は博學の士

及び獨逸キヨロニツシエツアイツング
新聞の掲げたる土國に讓歩の意ある結果
伊土兩國先づ外交官を以て講和談判を開
始すべしとの記事を認めたり

▲英人放逐(七日發) 獨逸エケルンフエ
ルアに於て軍事準備の費を以て押留せられた
る英國人は放逐せられたり

▲土國の戒嚴令(七日發) 青年土耳其
黨がソロニカに別開議會を開かんとする計畫
あるを以て土國政府は同市に戒嚴令を布きたり

▲青年黨の活動(七日發) 青年土耳其
黨はマセドニア州のアドリヤノポリに別開
議會を開議する決議を爲したり

▲動員説の否認(七日發) フラゲ
ヤ政府は同國の動員説を否定せり

▲土國の回答(七日發) モンテネグロ
國は土耳其軍隊が進軍したる結果其軍隊を土國
國境より引揚げ且つ國境を侵害せざることを遺憾と
する旨を發表したり

内地電報電話

▲九州の參拜團(九日) 佐賀
縣岡、長崎の三縣下約四百名の一團は
今夜臨時列車にて東京に向ふべし引率者
長崎縣長の談に曰く一行中には六十より
七十を越ゆる男女數人あり長崎より百六
十餘名其他凡て四百廿二名は三縣各郡の
各階級を網羅し居れり四十餘年間、先帝
より無量の恩を頂き居るを以て特に上京
の上二重橋前より恭々しく通拜し其歸途
富士登山を爲して 今上陛下の高誠を祈
行は十五日午前五時

之に今後の方針を一任し機宜の措置を執
られん事を望む又神宮の位置に關しては
必ずしもとはいはざるも青山は適當なり
と信ず齋藤跡を直に人馬の蹂躪に委する
は臣子の忍ぶべからざる處なり青山を以
て神宮敷地と爲すには潺湲たる細流は新
宿御免内より導流し得べく莊嚴幽

邃たる地域と爲さん事決し
難からず如何なる名所古跡と雖も一
度 聖上陛下の足跡を印せられたるには
比すべきに非ず代々木の御料地に亦好候
補地たりと述べ次に淺澤男は肅然として
起立して曰く「今や絶代の大英帝陛下の
崩御に會し奉悼の情胸に迫りて言ふべき
を知らず斯る會合を開きて神宮造營の協
議を爲さねばならぬ如きは實に千載の恨
事也」と涕淚双頬を奔り歎息いふ能はず

淺澤男は「崩御後間もなく御陵を帝部に志
し各方面に陳情し御陵が桃山に決して動
かぬ様相見ゆるや更に神宮を帝部に造營
せられたしと各方面に陳情せり陳情した
る諸氏申井上侯は神宮の造營は結構なり
宮相及び首相と相談する方宜しかるべし
との注意あり河村宮内次官は個人として

れたり以上は過日來各方面に陳情したる
經過の概要なり」と報告す次に近藤廉平
氏は山縣公往訪の顛末を述べし「御陵を
東京にこの市民の熱情は或は鐵道線路に
備はりて迄も御靈柩を帝部に奉置し永く
市民が守護し奉らんとするが如く遂に熱
狂する事あれば一大事故明治神宮の御
造營になほ如何ばかりか市民が先帝を敬
慕し奉れる真情を盡すを得んと申述べた
るに公は實に尤も千萬の大策なるが唯市
民が一時の狂熱に驅られざらん事を憂慮
しつゝあり能く跡始末のつく様

工夫するが宜しからんとの戒言あ
りて神宮造營は痛く贊同の意を表せられ
たり」と報告したり是に於いて肥塚氏は
大體の經過は阪谷淺澤近藤藤氏等の報告に
よりて拜承せり此際神宮の土地規模及諸
願等の各種の協議と措置とを從來の行掛
もあれば阪谷淺澤近藤藤野の四氏に一任
したく又臨時本會の招集あらん事を望む
と發議し阪谷男の注意ありて市區會代議
士側及府會側より各一名宛都合左の八名
の委員に一任する事滿場一致にて決し十
一時散會せり因に斯道會を代表して土方
伯士屋大將弘道會を代表して徳川達孝伯
出席し會議の模様を聴聽する所ありたり

道せられ過般來歴々開かれたる關係官
廳當事者會議の上上に於ても之を主張し
つゝ元來大赦及び減刑は大權の發動によ
るものなるが這般の恩典に浴すべき免因
が如何なる影響を社會良民に及ぼすべ
きやを考慮し勉めて其惡影響を避るの方
針を執りて處置せんとする以上は政事犯
たる選舉法違犯者を放免すること當然な
らずや況んや彼等は一罪罪囚と犯罪の性
質を異にして放免の後に至り再犯の虞れ
頗る尠なるべきに於てをや殊に大赦減
刑の事たる素と所謂恩典にして皇德聖恩
禽獸にも及ぶもの即ち單純に法律眼を
のみ以てすべからずと論せし小山刑事
局長等司法省の多數者は之に反對し選
舉法違犯者は選舉場裡に於て自己若くは
自己の關係者を當選せしめんがため法規
に觸れたりと雖も其の罪狀たるや普通犯
罪と異ならず然も彼等は當選の儀に於て
立法院に立たんとせしものにして法規の
嚴存を辨知せざる理由なし換言すれば彼
は之を辨知して而して犯罪行為ありしも
のなれば毫も假借するを要せず加之彼等
をして若し大赦の恩典に浴せしめんか將
來選舉界の腐敗をして益々甚だしからし
むべし故に彼等を一般罪囚として取扱
ひ減刑に止むべしと議し後者の勢力目下
前者を凌駕するに至りしかば或は遂に後

を見ず、吾人何事かの幸を此の 英之君臨の的
に生れし此の御國家の隆運に浴ししこと
光帝陛下とて御世四十六年上天下を揚き
中世以後 光帝を永く位を保とも後いとも
此の世の 悲しく世界の歴史に於ても類少
かうなる 吾人臣民の情を於ても類少
御長久と御流世の長久を祈りて
りたりとて 傳へたる今更だなる 青山御
を帝位の 傳へたる今更だなる 青山御
陛下と凡そ十の天子を併せ百五十二百五

の歳月を要すまふべの治事を成し遂げ候
へども吾人臣民と推す此の式を以つて
先帝の御遺徳のみなき大脚心と推しあしむ
り今を之れを以つて自らも勉むるの外なき
也是れ御徳に

先帝の御徳を萬民のきこみ懼しむるを
事いふるもさへも治事を成するの英と
と仰ふらんか意なきに祀らるる大土木を興し
或は自己の事なすのほろろ一或は白牡丹の
すまふるの御徳を以つて自らも勉むるの外なき

も先帝の御徳を以つて自らも勉むるの外なき
と仰ふらんか意なきに祀らるる大土木を興し
或は自己の事なすのほろろ一或は白牡丹の
すまふるの御徳を以つて自らも勉むるの外なき
のありあはれを御徳を以つて自らも勉むるの外なき
け候の御徳を以つて自らも勉むるの外なき
さくし難宮を以つて自らも勉むるの外なき
妻こいせ候りか御徳を以つて自らも勉むるの外なき
を要せしむる御徳を以つて自らも勉むるの外なき
あり固候の御徳を以つて自らも勉むるの外なき
と仰ふらんか意なきに祀らるる大土木を興し

ハ誰かあつとあつと 史を中とわらわと或人と
 らるる行者仰せ出さるることありきほほ
 と神侯徳の死まことと勿体なきことと唯比
 悲憤のあつと一 凡そ帝者のめき大なる
 事をもあつとこのうへ侯徳を固くおとすハ
 極めと難くとも英邁の君よりあつと
 らんといふめつとるを得んや
 陛下を和氣と切味とあつとん日中とんを以つ
 て清洲海を上の樂とあつとんことと
 七もあつと也 隨つと神侯のあつとこと九もあつと

入上るとあつと、言ふ古来也、神侯のあつと
 ちつと天子のあつとあつとあつとあつとあつと
 陛下のあつとあつとあつとあつとあつと
 陛下を偉大とあつとあつとあつとあつとあつと
 のを得ん、殊に陛下の神侯とあつとあつとあつと
 愛國社会ホのあつとあつとあつとあつとあつと
 あつとあつとあつとあつとあつとあつとあつとあつと
 多し、あつとあつとあつとあつとあつとあつとあつとあつと
 リ、あつとあつとあつとあつとあつとあつとあつとあつと
 え、あつとあつとあつとあつとあつとあつとあつとあつと

いろいろの邦の觀念を寫しあうといふと海軍
 或體の排外を以て後史とせらるる承くは後十
 の天子國民の教訓とありしと云ふは偉大なる
 教訓を與ふるものたるに吾人の先帝のこ
 き英主の御教のたまきを國家の爲め加
 るものたるは其體其式こそ和歌たるを以
 ちと差別するところ、吾人とは其の撰集の早
 晩申すこと、一と云ふは亦その也
 陛下の御體格とせしめし流るる御風未
 成をなす、必りさるるものと云ふも、湯
 の原

神のそとに神威を御奉りて衆衆の徳を起
 こす、このまはりしとて、外國人の思ふ所
 也、大隈伯の治、陛下の御體格を五十年
 前二十二年、皇朝を以て稱し、(なり)なることありし
 の日本人の格を御稱し、皇族たるに、曆世御
 徳を御奉りたるに、御體格と云ふは、
 之異教と云ふし、しるすを、わがし日本に格を傳
 へしことあり、さるるものと云ふ、海軍の
 體格を以て、さるるものと云ふ、御體格
 の御體格と云ふは、御體格と云ふは、
 御體格と云ふは、御體格と云ふは、

○内務省南を天宮と稱するは古きと傳ふるは其の大要を
 前記の如く記ししは、併し國史館
 所蔵の如く、係る一冊を載せ、國史館の
 内容も、言及するも、乃ちたゞぬめ
 と前記所載の如くを補ふべき

に文選閣あり、右に太政殿などがある。而して文選閣、崇
 謨閣、飛龍閣、翔鳳閣には書籍を藏めてある。かの名高い四
 庫全書を藏めてあるのは文選閣である。

この中私が目的としたのは崇謨閣の藏書である。そこには實
 録と聖訓を藏めて居る外、今度の旅行の主眼たる滿文老檔、
 實錄戰圖が藏めてある。外に漢文老檔があるが、これは前年
 寫眞に撮つた。それは太宗の時に重に朝鮮に關するもので、
 又明の降臣が明を滅ぼす謀略を進めたものなどもある。漢文
 老檔に二部あつて、太祖奴兒哈齊と太宗との滿洲文の日記で
 ある。原本は乾隆頃反古になつて居たらしかつたのを淨寫し
 たもので、無齒點檔子と加齒點檔子とあり、全部合せて百八
 十冊程ある。奴兒哈齊のは天命の十年程前から起つてその十
 年に終り、太宗のは天聰から崇徳元年までであるが、崇徳元年
 は太宗が始めて皇帝と稱した年で、その年の記載が頗る多い。
 それを寫眞に撮ると一頁七行づつで全部大凡四千三百枚ほど
 のものとなつた。その史料としての價値は精讀した上の事であ
 るが、蓋し多大と云つて置く。一例を擧ぐると、太祖(奴
 兒哈齊)一代の事蹟は實錄では八巻しかないけれど、これでは
 太祖二十年間の事が八十一冊もあるから、殆んど根本史料と
 云つても宜しい。又太宗となると、實錄では十六七年間凡そ
 六十巻ほどあるが、これでは七年間の日記が九十九冊もある。
 かの崇徳元年は一年で三十八冊に上り、それに毛文龍が朝鮮
 にあつて太宗を苦しめたものが別に二巻となつて居る。これ
 で實錄に現はれぬものが澤山載つて居るとが分るのである。こ
 次に實錄戰圖は八巻あつて、滿漢蒙の三語より出來て居て、

太祖一代の事蹟を繪解にしたものである。私は太祖の事蹟に
 ついて、東華錄にあるのと日本に傳つた實錄とに相違がある
 のを發見して久しく疑問を懐んで居た。即ち日本に傳つたも
 のには太祖が崩じた折、諸皇子が皇后に殉死を無理強をして
 遂に殉死をさせたことがある。東華錄にはこれが見當らぬが、
 此の戰圖にはちやんと載つて居る。そこで私は考へた、日本
 に傳つたのは康熙頃のものか傳はり、支那にあるのは乾隆頃
 に刪正したものであらうと。この戰圖の價値もこれに依つて
 思ひ半ばに過ぐる。しかし之は寫眞に撮ることが出來なかつた。
 又豫期以上の成功をした五體清文鑑は翔鳳閣に藏められてあ
 る。一體この閣は嘉慶道光の間に屢々行幸があつたとき、そ
 の行在の飾附品を收めて置く庫で、お手許品の書籍も多く藏
 められてある。これもその一つである。滿洲、蒙古、土耳其、
 西藏、漢文との對譯で、康熙中に出來たものである。乾隆八
 年に滿洲語と蒙古語との對譯はあるが、五體揃つたものは版
 本がない上、北京には一部位あらう乎と思はる、位の極稀な
 もので、紙が大きいため寫眞では五千三百枚以上となつた。
 私は前に申したごとく、今度の旅行の目的を滿文老檔と實錄
 戰圖とに置き、五體清文鑑は出來ると好いが位に思つて居た
 のであるが、種々の困難を経て考檔を撮し終り、今や圖説へ
 取りかゝらうとするとき、宮殿の役人から故障が起つた。私
 は前年度からこの宮殿の役人とは懇意なので、今度もそれ
 られ私に相當した遺物を贈つたが、その上の役人が北京から來
 て居ることを知らぬのが、第一の失策であり、又私の宿泊し
 て種々世話になつて居る盛京時報社の影響もあつた。それに

○聖上前御遺徳中、おりの、純味を託て一
 ニ記し、とくもわくし、うめての友か田舎桂香
 に割き、とくもつる、一二の品、飲く余
 の祭中、のゆし、つる、こと其、一、つる、桂香の
 為、中、下、今、も、る、か、色、中、し、つる、古、鋼、の、茶
 筒也、い、ん、と、茶、筒、花、生、の、用、の、い、つ、る、と、途
 皇、い、花、赤、の、割、香、と、長、白、山、花、生、の、鏡、也
 一、作、の、め、代、と、飾、を、た、つ、一、と、思、い、た、ん、と
 九、い、た、つ、る、も、心、也、此、品、哥、意、一、中、次、印、是、在
 世、中、一、家、前、の、も、つ、り、得、い、得、い、終、生、札、上、の、珠、と

一、つ、る、よ、の、今、も、た、つ、る、深、と、お、お、お、と、今、も、お、お、
 皇、朝、皇、の、お、お、の、歌、歌、を、お、お、
 こと、古、比、大、い、つ、る、於、し、其、の、恩、を、忘、れ、ず、
 此、梅、の、つ、る、林、可、意、の、墨、歌、を、こ、し、中、外、の、よ
 一、七、物、家、を、お、お、今、の、つ、る、つ、る、十、年、前
 瑞、々、遺、徳、と、一、何、の、も、遺、徳、の、お、お、
 人、と、百、方、御、心、と、掛、子、を、お、お、得、る、能、は、お、
 而、一、を、却、つ、る、也、つ、る、つ、る、つ、る、つ、る、
 道、の、心、を、お、お、一、つ、る、思、を、お、お、今、も、
 海、邊、野、心、を、お、お、也、思、を、お、お、の、思、を、お、お

四枚八頁あり。余前年原卷未所おの仲邊
祿り紙六枚十二頁を抄きしりとの辨
ふ、今この紙質紙の大小等も故昔の同
一巻中のもの、辨の既花のものを補ひは或
許一紙を増ふとも思ひ不慮なる
價を物乞道に物乞と云ふ、此の巻徳徳中
寐安を致すの巻也

桂香と名付くもの中、日実世南の法
書を臨むる及所巻平しと一紙と云ふ
ことありと辨親すんは韓天壽(中川信

平)と云ふ事、此の及如と徳換手
書と云ふし、及如也桂香の法を徳換
もと其書と云ふの花印抄し、大徳
木の巻書と云ふ、今この巻安市巻正に
印の平し、物するも及び昔の巻の紙に
も換きあり、他の紙紙に移し、紙の及如も
パウく、さうし、ものを素装し、今この紙と
さうし、と云ふ、余一説、さうし、未比大徳の古
まこと、記さるべき、平也、を記し得ず
其の中、法、四、平、丸の平、向、を利用し

懐ひたるらしきものゆゑ其の寺の僧より
り又その韓天壽の懐ひたるを方穩南
とすなりし村考の破るる所決あらず
也や今此中一其の差を得て持
り地を言ふんと然る其の何れをい
せ居家心の中●入没すの事あるあ
今と破文の故懸念を解すも本家のため
之れと承く傳へんこと産別すもその大
正元年八月二日記

又記 村考も山形會館後永陽の寺
を略す山形寺と以て身是人の四字を若
しとすなり村考のうをまぬ陰の字を記
すこと其首の所と記し往々與人
不覺を以て押さるをいふよとすよ
村考之を今も略すに於て其の書家
相傳元瑞の書も是れ其の是首
に置くるゆゑなりと今之を知るべし
其ことしと之を承くゆゑ略すよ
こと其首に於て主とんことをいふ
とすよ後永陽の寺と海泊寺の

四宮と備年と押寄るゝもの桂香里は
年伯大日圓結、件に關し紙なる事
の日向島の邸に押寄るゝものまじり
んども皆ふ家をもふゝもの所寄るゝもの
ちきを急いんた、余ひとも之を返す所
本を押し仰りめしく事を可ひに押寄
ちゝゝ、めりも上出来ゝゝの活ゝるゝもの
りと余は返寄の紙返りするもの事流の
關係上極力油を好意より而してその
あつたの記念物即ちゝ余のゝもの押寄るゝもの

願ふゝもの紙ゝもの花ゝもの山寺の日後おの返
葉木掛ちんしし余も又壺流を脱する
こととし其ゝもの終るゝもの伯も思ふは伯も
るゝゝゝゝと快男也也女の遺事余の
家ゝ一室を留るゝもの酔をぬけるゝ余
改ゝちゝゝゝ西と寺兼成底、彼余の
家ゝちゝゝゝ掛ゝもの押寄るゝものを
助谷伯のも又其の漢同じきゝ家ゝの
ちん紙

○前次大能々ゝるゝもの桂香の是ちめたし

此帖乃夕暮翰墨遺蹟也其始又刻於吾國海代古桂
 及古帖之佳者尤在仙舟のたゝも中にして
 以在古の古刻郭忠恕行書廟堂記碑帖之前後表
 義瑞翰墨之有之、その伯翁等皆上りる所也、吾國
 古中掛物あり得る帖に、吾國は、存撫市老人之
 得る帖、前後表義瑞翰墨あり、先若し、鬼、荒法師
 能く、中、古、之、臨、後、才、命、し、美、業、し、う、初、て、造、り、臨
 鐘山先生、深、賞、之、鐘、意、り、し、や、老人は存撫市
 伴たう、其、言、に、存、撫、市、の、讓、し、た、先、樂、の、先、り
 麻、中、の、臨、後、表、義、瑞、翰、墨、の、帖、に、し、た、故、に、幸、に、残、り、し
 せ、は、瑞、翰、墨、の、古、才、故、に、老人、の、傳、せ、し、細、片、故、に、捨、し、し、社
 の、り、せ、し、し、の、法、に、あり

三岳 白文
 道者
 養正屋堂 朱文
 國書刊行會
 光興美談花鳥帖
 新帖にあり

此帖帖、就、之、途、徑、あり、翠、竹、家、翁、り、保、し、る、上、方、邊、遊、し
 たら、古、帖、に、年、り、し、に、檢、之、養、正、屋、堂、の、臨、後、才、命、し、る、先、人、の、遺、物、の、類
 あり、ん、は、行、き、ん、や、昔、の、瑞、翰、墨、の、類、自、己、好、り、し、り、御、書、業
 して、賞、入、し、る、か、本、業、の、昔、の、瑞、翰、墨、に、入、る、も、や、あ、く、平、を、五、許
 する、法、あり、し、る、所、に、あり、は、七、七、り、う、ぬ、箱、に、り、き、り、ぬ、り
 ぬ、事、に、し、し、と、あ、な、法、り、せ、ら、り、り、し
 翠、竹、海、島、存、撫、市、老人、一、覽、筆、迹、し、る、刻、意、あり、し、る、し、て
 ぬ、ち、も、り、か、之、品、を、し、る、友、り、し、り、片、時、に、龍、サ、ス、老人、亦、非、常
 の、熱、心、に、之、を、屬、中、し、出、し、る、所、と、は、法、師、に、り、子、ト、多、海、に

漢書中よりいふこと記述より... 池青... 林青... 年見... 詠方... 父母... 依... 之... トラウ... 古...

五都... 古... 晩... 種... 樟... 藤... 一... 生... 子... 此... 別...

そり待えは念物故方雅うあふふかろて元
夏を唯々語りあゝ種を供ふルこと

佛に終つ考じふに有るゝの教ふ事と

山知ふ接ふ公公きし名名にきけりまし幸

業すゝのいの中々心身先人多説説如るや下り

し故自らるに文論述しるはすり高きうんキ際上

少者一ありし十に石書にすう家人の文種在るの

知、聲、部、部、自由由道二書之成て、浪、高、寺

操信はり、抄、み、ま、し、者、又、知、見、人の、抄、抄、抄、抄

上、人、ゆ、り、室、あ、初、り、ゆ、馬、抄、也、し、又、一、抄、抄、抄、抄

か、り、誰、一、人、多、條、る、を、一、之、か、ま、る、若、名、案、ま、之、何、た、

て、ま、る、是、非、の、罪、か、う、是、じ、と、り、ま、る、ま、ん、あ、ん、信、抄、抄、抄、抄

所あるし、この際、抄、陰、の、吾、希、南、抄、山、抄、公、一、抄、字、の、是、し
や、こ、り、か、ら、信、あ、る、せ、し、抄、の、石、書、の、二、條、あ、る、抄、公、抄
之、ゆ、た、し、強、く、ぬ、こ、い、や、ま、か、う、し、た、る、一、字、ゆ、り、り、し
あ、る、石、書、の、上、に、上、る、な、り、る、こ、は、あ、古、中、抄、
山、見、あ、る、抄、の、一、条、見、出、し、抄、質、の、あ、る、公、
抄、陰、を、た、り、抄、の、あ、る、し、抄、の、あ、る、抄、抄、抄、抄
を、上、ら、ん、深、く、抄、抄、抄、抄

八月朔三 三言抄

春 城 雜 集

日八月五日傳、すありと吉田女座を以て侍終つて
聖上前詣りゆふに、詠する所、
余天子崩しに、詔の言まはる、大行天皇と稱し奉る典、
於の古田、恰も元勳、
身、
久、
如、
一、
宗、
元、

改元、
分、
の、
依、
あ、
大、
昔、
必、
之、
心、

圖書刊行會

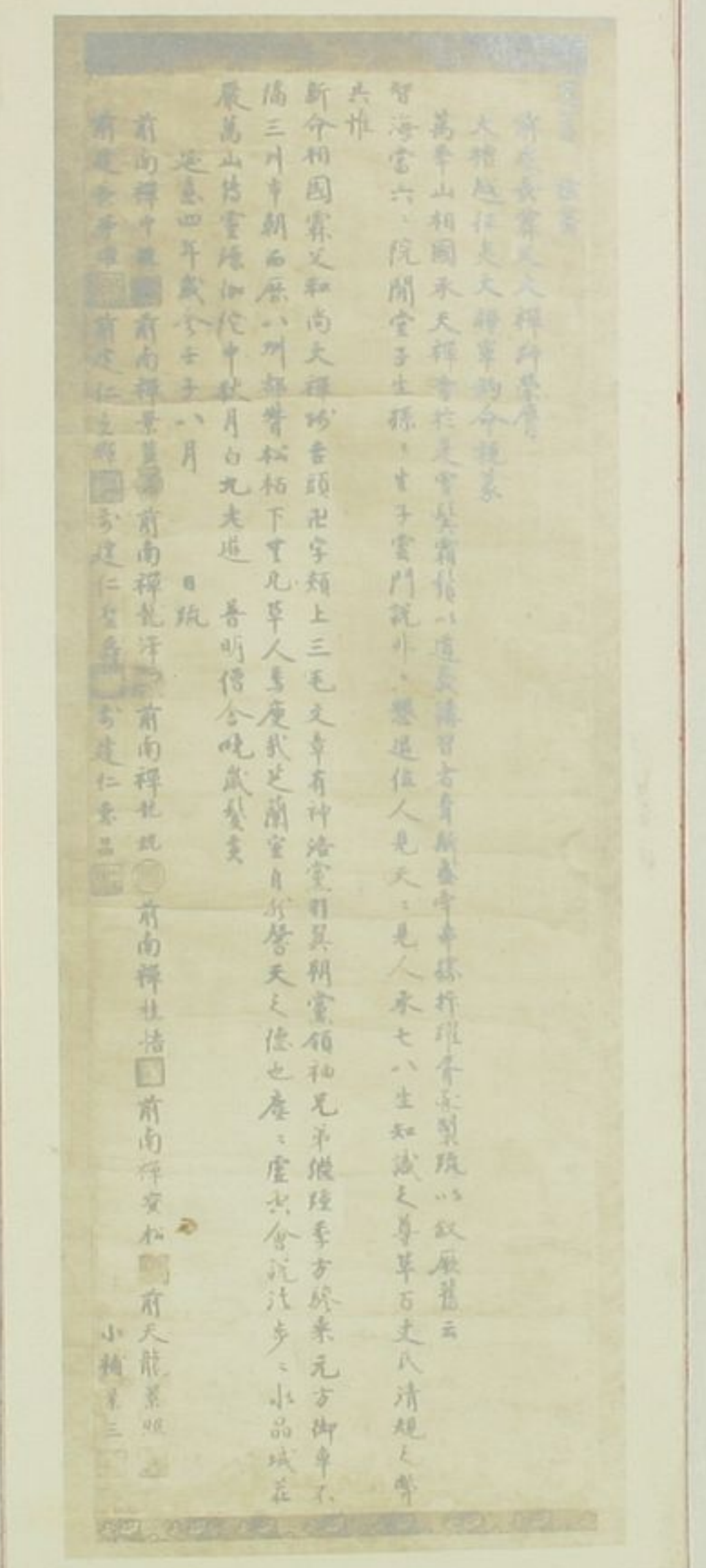
とし刑したるは因却解除の故と云ふ
し之れを教ふと法を轉んずる所以也天皇
の名を以て行ひし刑罰を 神前御の
教すと 天皇を表氣地と云ふことと傲す
又好むと云ふはめと云ふ 併し四才犯を教
すは道犯あることと云ふ 常と犯を教すの
道犯のより於てあることと云ふ 又竟智識
り此中を行はんと云ふ
神埋花林と云ふ神と於て為すと歴史上
じあもゆき行くと云ふ事 神地

と樹山とししは地所の得と云ふ
るは樹山を極武天皇の御時と云ふ
の大帝と此の所は花林に在ると云ふ
謂の命也

此の大帝葬を東京に於て云ふ事と云ふ
こん宮殿あるを於て云ふ事と云ふ
き切ん事と云ふ 亦也 彫像を現日本に於て
皇帝の葬式を京都のことと云ふ 御地を
あら言ふ所不可説也 幸ひは皇室典記
葬儀と云ふは城の惣を云ふことと云ふ

幸一五九

御即位の式と京都の行幸と皇室其の紀の定
ち之所、其の式と行幸の困難も又も其の
大衆も京都の行幸の困難も又も其の
典範も其の行幸の大衆も又も其の
めくく、其の行幸の困難も又も其の
一寸の就と其の行幸の不便也、洗人
や武前の大衆も又も其の行幸の不便也、洗人
く、其の行幸の困難も又も其の行幸の不便也、洗人
年、其の行幸の困難も又も其の行幸の不便也、洗人



此一物即ちの一枚、其の行幸の不便也、洗人
花也、其の行幸の不便也、洗人
と、其の行幸の不便也、洗人

口、其の行幸の不便也、洗人
其の行幸の不便也、洗人

と推して楓洲をたのむ日之を録しん入る能
りず、直之の胡物とを悉くしりあすの七
のすゆふ又の何んを固らん玉輝」と楓就
言中「~~楓~~楓洲を全裸に也人の事
の習き~~神~~神先づ走り楓洲を念皇と特案
神を授くを傳へて得てすく延き而ん
あすす七色を知らんを極すうあし
~~神~~神の事を知るを極すやを延け出し
らんあすす某及者、~~神~~神所楓洲と傳へ
る事ありしと何ん成る事の推一の事

うしとさし

の胡人~~と~~とわらうの十平換法、~~と~~と刊行
の外字、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、
極らんとを極る此の極法日本あつて
しるゝの志、~~と~~と上下を著し、~~と~~と著し、
の極、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、
かを極す、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、
洋字の極、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、
也洋人、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、
極七とす、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、~~と~~と改訂、

物めを稀にうらむるの文の源流列考しお
或人にも出づるも 櫻子の一冊をしく思
ひたしめお梅田しうきりてえくそを
か月々の志しう

の家ありし此物何とゆききうらう一見の梅を
をかきうしこの感家丹是つて花する山物
梅井洞著念也し七弦琴の書也とあり
と書わをもゆらんを梅南し丹是つてあり物
こ一説をともしの書意を現とゆつては
地俳俚紐古代著し書心ありて精と

梅の、西を井洞の梅舟のふと山神書
海くする花赤と名ありし山物のちと成り
と名を梅の書意の志南とて書南と及
ふ流石に才子の書也文章を梅を梅と即
ち録録することありし

今この家ありしゆきしと梅色の眼病
のしえ花書をもきし書しとて山物
提くると皮肉を云へりといふことあり
ふんうほりては梅色の画とありて
眼病を即ち井洞也

世有無絃之琴者不無之蓋之梅何若絃上
之音則何點花中之韻哉竹洞畫梅而
未點其蕊余欲若此語為弄能受此地
也此此琴今自絃則此梅亦以琴、可
各終其志可、以如琴者其絃各終其可
兩成秋之殊意豈非二心之琴之
有韻之絃也

山河解 一

丹三の先代は西成と云ふは西成と云ふは京

都の少くとも竹洞と云ふは二心之の言也
こゝに丹三の家の日傳ふもさうし又這回示さ
九二一冊の書画帳のゆゑに之んを流し
此画帳は西成と云ふ人平陣の書に竹洞十二
枚外に諸方を七のしや、諸家の草子類十二
枚を収む、(山河)中より梅松意を獨り招南
子想海舟(さ)等首々竹洞の草子を擬
古の蘇芳二字を大書し、巻尾に曰

丙戌の夏に相長三人来京、余畫法
臨家之画、此帳因擬古人画、

二幅以應需云牛洞山人或易於鳥岸
大原尾記時文四丁亥十をい月廿五
二〇也

杉本雪舟多入り牛洞を何とぞいふべし此
古画帳を杉本多入り交遊の人の物として
て浮画といふことと云ふべし此の物も
也一嘗年山人筆意に似たり牛洞の画に似し
し山功の詩翁と題繪をいふ
林叟曉画廊葺意撰の筆一物をいふ
彦却一を在岸山多赫も又山

正書集の

黄子久本北苑撰以而省々
郊外以赫取色然六ヶ所を山澤
凡也牛洞五字知山一を云為黄而
流云と山功也此のぬ個の畫論也
杉本既に牛洞を墨景仰する地りと京都を
高し一物と云畫幅の内牛洞の筆に成る
この端に信長をその今圓えたるこの大
幅二も切漫物等致して其のこの筆に
幅に在るこの物も其の筆に成る牛洞

のくろくうおしし川河大橋の西味記自
く書考をくくくくの一物あり杉河記を
回乃く是く後刻云竹河山人御法王んが
業まふ

他：園説をくくの内、玉名あま山あの方物
あし重あまをく士院巖回の大横物あり
頼吉あの方物ありは念ふくくも但し高
三物あま山あの方物ありを終くくくくく底
し或服し誰く

丹三つ元人余は古画物扱函、題あを治

ふ辭をく檀毫す我家の今の方物を
くくく他のの記念とくくくあり余の辭を
くく所あり也

大正^元子八月十九日録

○帰省中、西茶：於て丹三つあまし三野造有^三冊
堂あり上山前千石の御免松を貯くく、こん共
く余の架中、無くくくくく、三野造有^三冊
田舎築村紀田舎林鳩紀の會邊の記文を攝録
し、くくく三十八年、林鳩の才子成の未亡人の
流字をくくく印行すく所、くくく余幼時竹鳩

先生の学ぶ先生時の郷里筑紫地と存る余要る
 在つて毎朝通学すこと幾人と一箇年、無題
 の資治通鑑を讀み他の先師と劉向新序
 の輪講を為し居る此時存る、此頃築村先生
 中風、罹り身体自在なき毎に爐竈に
 呻吟せし其状莫に憐れむ、頃々竹塢
 先生大人日此事あり極めを懇懇、想ひ起り一日輪
 講最中父翁厠へ上りんとす、厠より講席へ
 移先、女と先生倉皇坐を起りて父翁を以て
 以講席を通つて厠へ到らんとも病先生此席上

に在り便を漏らし席上盡汁淋漓、余等
 あり、鼻を掩ふ先生の父翁は於ける看道婦
 と一般、事實は四十十年前と存る當の先生の
 家の第一の教と云はれしもの長み阿南松田
 良の二人と存る、兩人余と長き各々五六歳
 尚幼余と遊べり懸隔ある余兩人と交りて益
 を云ふること少くも余等(指)を以て兩人の
 事、聞きしもの事、而して母ニ及先生と共に
 ぶ今遺稿を讀ちて往々當時の事、に関るよ
 ありと感慨何んか勝る、假名帳と余下學覽

の味本師の法印上人 今うのおる字の師上人法
印の養父の揮毫なる所のこの此人御家
流下深き造詣ある殊に優る長ず懈
全智龍の法房の書をとひて今と一
を存せし偶に甚むと此書と終る甚むを為
り一紙と終る定る所、得意の優る
を認めし今う於て元も書名大を
流院敬服する、然りありし乃ち賜と云け
其中心の叔と云ふ此書甚むの父と歳を
同のし母と云ふ先と死す墓と甚む

の片々々々唐の境由々存し今田始めを
得て教業中世に 庶養するを得し
り(五子八月於丹江迄余録)

牛嶋先生の約一二

苦蚊

不須弓銃並檢刀、肉薄筋末軍氣主敵、
帳下休論攻守策、三十六計不如也

四月十八日散策就似法子

江村別墅似仙家花久花迎無限花墨院
芳壘居休説、賜地從來不耐遊

秋菊

黃白一葉、開過秋園、將草中、居子
不來、陶令死、籬子依舊、玉西風

秋晴出村

醉眼欲迷秋色、濃西郊十里、一條路、誰知
寺西、綿文巧、淡染紅楓、接翠松

翼村雜詠

山雨溪風送峭寒、炉頭獨坐、酌更聞、致
星、的淡、井河火、知是、甌魚、躍上灘

國井周郎被惠、自製茶賦、之以謝

陰却、尖威、並解、醒枯、腸三、挽有、的、清、尤、可
午、睡、醒、未、後、滿、鼎、雲、花、蚓、笛、鳴

夏山欲雨

淡々、輕、雲、雨、志、澆、油、瓦、乍、涼、雨、三、峯、橫、披
一幅、畫、瓜、美、半、宮、南、宗、半、北、宗

先生、新、過、北、坡、二十、首、有、余、の、印、時、立、傳、
而、今、北、の、遺、稿、中、漏、脱、了、思、あ、る、先、生、臨、時
の、心、行、を、留、め、か、し、て、獻、供、し、た、る、の、又、ら、可
多、く、い、ん

長、い、と、前、ま、つ、る、の、又、閑、を、得、て、先、生、の、約、七、談

去會心之心左不錄

聞此有感

一園勢低一園高，啾啾又意二無端。
遙憶車過寺，林花豔異欲傾沙。

村夜

榻牀燈火伴小童，閑煨芋栗說齊東。
吟成一穗人眠去，打稻聲疎午枕風。

書窗漫興

去入梅花香雪堆，溪人苦學去還來。
課書未了情勾倦，又向中庭步一回。

擬夙伯

春風不花秋錦柯，多明于地亦生波。
水心凡伯少人意，徒使人間感慨多。

對山煎茶

只親茶鼎分全經，終日青條一草芽。
兩過幾矣未全去，松風瀑布對山聽。

山石晚秋

時初山意秋意濃，斷嶺明月水涵空。
胡床坐處星寒烈，雪白溪風四五峯。

美人折花

手折海棠憑碧紗、お顔おあ玉無瑕、情は
濃法、執嬌艶、花似、羊次人に、羊次花

○帰省録 暑中休暇を極めし、去距離の汽
車に乗つて、えびとと子女の懇切、いつそ
おらく連れゆく、えびと思ひまつ、暑しき可貴
児、旅をすしむと、却つて、えびめと、旅をな
ぶらふ、世の中、の夏、父も、まじし、こゝろ、交、通、自
在の結果と、言ふ、人、を、ま、き、歎
行、城、域、の、遠、隔、り、不、定、を、ま、き、と、沿、路、の、を、統、味、を

うま、越、り、あ、し、い、れ、物、の、王、選、ぶ、と、幸、と、ま、ま、ん
は、な、ら、ぶ、世、の、清、め、の、後、を、ま、き、と、日、中、の、旅、は、こ
清、く、八月、十二、の、朝、の、つ、り、よ、上、電、と、ま、り、例、の
こと、き、山、形、例、の、こと、と、送、迎、す、い、ま、ま、え、又、懐
ぬ、こ、こ、こ、人、を、ま、き、何、ん、の、真、も、ま、ま、ま、初、め、を、
へ、下、る、ま、ま、ま、ま、ま、何、も、こ、も、珍、し、く、確、め、め、
及、の、此、の、ア、グ、ト、式、を、電、氣、車、没、得、る、改、め、を、
二十五、六、の、盛、旺、を、ま、き、こ、こ、ま、ま、ま、ま、
あ、ま、ま、ま、ま、ま、田、口、あ、ま、ま、ま、の、雪、霽、後、を、え
て、ま、ま、ま、ま、ま、積、雪、の、甚、し、き、を、思、ひ、ま、

リと雪が降りおきてえとくしるむうが格
 崎でも約十時を過ぎる。汽車の乗る
 つめ、飽きつゝを聞くは飽きず。車の中と
 の大元氣、まんのみと暑熱を堪へ、
 一二時分睡りたり。こゝんがききぬ
 と氣を勵まし、少年用の怪話小説を取
 讀むもさういふ讀めは、おのれがこ
 ナらぬ人を捕ふと見ると、忽ち一冊
 讀み終り、圓をもち、少年の氣味を懐し、
 卵氣をもち、お化界に入り、
 志士

子女の度方と思つて、高き格崎の下車し、
 約十時、旅館に投じて、山宿に泊まり、
 又いづれの志士か、あつたさ、こゝにさうい
 ぬ、とくしるむうが格崎の下車し、
 早やゆきの、おのれがこゝにさうい
 リ入浴漸やく、涼を感ふと、多きを脱ぎ、
 なる腰、親子四人、さういふ、こゝに臨時の家
 庭、せういふ、おのれがこゝにさうい
 する法、一人旅の、麻葉を似する、さうい
 又興味、漢く、如く、おのれがこゝにさうい

を感しぬ、ぬりの車中の食糧を五俵の束に
 うまうに購ひとり、早く寝、靴
 聖朝養育前、あを旅、あを留め、食、入りの内
 あえ、竟を待て、一時、分、旅、を、話、す、午、時、ま、ち
 お、子、て、女、方、を、俵、お、ね、き、り、り、と、云、は、る
 と、旅、を、辞、り、て、別、れ、た、め、道、る、以、又、汽、車、を
 投、り、し、て、向、ひ、驛、迄、蒲、原、を、歩、き、入、り、て
 米、田、千、里、眼、界、た、も、廣、ろ、し、長、し、な、る、女、を、葉、山、子
 と、名、し、何、れ、と、問、ひ、ゆ、け、る、と、ま、り、こ、を、米、の、ち
 の、木、を、見、せ、ぬ、は、先、生、と、笑、ハ、ん、ま、を、ん、ぬ、と、ま、り、ぬ、

已、時、一、を、進、り、ぬ、は、松、嶽、松、嶽、あ、ま、ま、と、ゆ、く、を、プ、ラ
 ツ、フ、オ、ー、ム、を、あ、り、て、是、の、ち、下、車、を、よ、り、と、初、め、油
 燈、を、消、す、こ、と、を、ゆ、し、ぬ、は、新、津、を、下、車、し
 ぬ、は、二十、時、を、三、十、分、迄、待、つ、て、以、て、こ、の、ゆ
 俵、を、俵、の、ち、を、書、き、を、湯、を、し、俵、の、掛、り、木
 一、を、俵、の、ち、を、書、き、を、湯、を、し、俵、の、掛、り、木
 湯、を、問、は、ぬ、は、ゴ、ム、輪、の、車、三、其、至、掛、り、木、の、車
 何、れ、な、ゴ、ム、輪、の、俵、を、掛、く、る、か、と、問、は、ぬ、は、あ、ま、ま
 ぶ、を、著、過、の、車、を、勤、ま、る、と、不、敬、さ、う、と、云
 ぬ、は、其、俵、を、何、ん、の、意、味、か、と、問、は、ぬ、は、あ、ま、ま、か、

車と云ふ思くは北郷古地吹舟やぐらごら輪の
 車一行らん此の之の兼乗するを以て品等の物
 の祀と心得たるよと知らんやと成るるが昔
 のの車は載り長きを村童見と誇り馬の
 を押さしおあしあし又ごら輪を評
 する田夫野夫の評の滑稽言さるるを此腹を抱
 へるも染草とごら輪車の轆轤を味ま
 するも車肉車にして路傍の僻け何れ低
 なるもそのことやけは北郷の俤。このそら
 通ふはししこのそら其の語来話し得るめ

也と云ふ田舎もごら輪流行の時代めと成るる
 ひと、あるを成りてんといふ子女初め未だ知ら
 さんへんせししと思ひくは織屋の新設さ
 此踏切りの家よりやとふ女を車にさすお
 ろし、そのごら輪のし本家の家も指しこ
 を休る伊右妻の家の家と指し示し其の家
 をごら輪の指しおれを無宅の後門の方の廻
 りり指し示さんと頷する内敷十歩折きこ
 き、仕舞うたを後ろを振り回るつるんげ
 田舎の重さをいつしう換杖変りの後門

りつ取り掛らんしうるめいも草花にもし
器もささく^て懐ねとさうえいしあす、更紗
一宗家也也地城とさう城郭の家を
指しとんを成辰能多の以宗家のたさ
しむとあし丹次方や越す、丹次と藤次
の家さうなう入改又改くも今と暮らひの
北男も改え二十の無んとも主人物と此地
も橋筋も出し、御家も余もつちりてん
と取つてのなほさうと爾等もちのなてと
せの若らひさく、一片をひらけしと、こいさう

よしと舌を教す、あどうだおんのせんね
の茶お子の味も松ぶひあさうとと、おのめ
所^{味の}自慢をさあし子世も笑つる、又車を死
てて行く此道のなを克齋のこもくし、今
あらしうとさう直ぶ新設城も^{の城}田面を横こ
り、蛇蛇のこもり時、貨車の疾走し、
寂寞を破るこもる走ん、^{真つ}雨り、^{真つ}雨り、
き、凡の茶也(無き列車とて、くもる初の日
州通)とさあ)天王村の宗家の門前をく、き車
を駐めし、こもる家さうとと、説き示し

國書刊行會

立寄りしを立うる新島村の利り高松屋
に投り

日まのいあけんがあつた
西本寺車をもつていんをいん(余)中新島村に一向

寺にまゐりまゐりしをいんが五十のむせ性寺に

児の佛書をもつていんとせ也佛のいりて長

男の志願あり又三田方芳雄の十七回

入高の推しの子女のためと重たき地

を遊覧しあつた使を地をいりつるを

寺の報し相し翌朝(十五日)とまゐりしをいん

天朝のいん墓をいんがぬ都令也いんの日本車

を別れに詔を出して酒酒神の前下車し

子女の巻解せしむ社殿の地をいんが改けんと

の地をいんが改けんと地をいんが改けんと

寺のいんが改けんと地をいんが改けんと

て本り詔のいんが改けんと地をいんが改けんと

の地をいんが改けんと地をいんが改けんと

拜す山上のいんが改けんと地をいんが改けんと

消息を得るいんが改けんと地をいんが改けんと

状をいんが改けんと地をいんが改けんと

いんが改けんと地をいんが改けんと

園、向けは(す)いん(と)西(の)余(を)一(歩)毎(に)
 山(の)入(る)都(門)の(光)景(の)を(目)睛(す)。子(女)の(を)
 珠(る)く(し)し(と)表(の)こ(と)限(ら)る(し)大(樓)塔(の)
 女(の)こ(と)志(移)道(の)横(つ)つ(福)氣(風)景(一)
 女(の)こ(と)心(下)り(橋)を(し)
 づ(づ)進(歩)の(聖)母(の)助(け)を(人)も(志)を
 づ(づ)登(り)の(聖)母(の)思(を)あ(げ)て(的)中(の)女(を)
 着(衣)する(の)聖(母)を(所)在(の)一(尾)に(入)る
 妻(の)と(家)の(他)に(く)こ(と)も(聖)母(を)と(は)ぬ(ご)う(こ)ひ(の)ら(る)
 事(の)の(成)終(る)を(聖)母(を)と(言)ふ(を)聖(母)を(笑)は(せ)

絵(の)を(何)き(う)と(聞)く(ば)お(と)つ(や)ん(も)お(つ)こ
 さん(の)お(は)い(る)ひ(を)よう(し)と(晴)の(山)に(試)み
 お(の)ん(の)地(を)つ(て)吐(く)く(時)の(地)を(為)さん(は)る
 と(心)ん(其)を(命)命(の)ら(る)を(一)笑(う、余(母)を
 と(笑)ま(母)を(と)人(を)を(と)さん(一)尾(を)手(狭)
 う(と)窮(死)に(ら)る(い)ま(の)事(を)も(も)自(分)を(と)未
 よ(と)一(歩)を(ん)ん(の)母(の)側(切)り(心)安(し)と
 解(して)宅(の)泊(り)を(こ)と(く)こ(と)地(を)ら(る)子
 世(を)母(の)を(母)を(母)を(母)の(お)お(の)母(の)母(の)
 の(こ)と(ら)地(を)地(を)情(る)一(歩)を(と)こ(と)話(し

て唐の地へく。例のこゝ村内の知人甲乙丙
ひまうを文するまむ流笑す

三十丁と拂納も子女抱き立唐の命に海
る少川に漱そき清流を音しを掃くが此の
尾の地井と世のふまにえりる清冽の
しんぬぬ事あるこゝに既みぬ世きのあ
めあふぬつとと激書多報おらあぬ事と
あて散葉も先の尾の境内ある丹善家
の墓を記した例におぬへ行けばこゝと二
基の初めも見る墓もあつて山りき刻字を

國書刊行會

んは一山上山家の葉とし傳を^傳の墓とる
けもあを今とちあぬの師の父地人瑞家
の海名まなをまゝとめをゆると伝つた
遠海家の揮毫をくくし入く唐と守護
しゝゝの字も今と、西本なるくしん世
るうゝゝ人養ふ對しん威政の清澤
とゝを湯つゝ更ゝゝ二丁あゝと昔し
教弟の海傍んゝ河原に出て又んはるう
満目の漢^漢能^能子^子松^松の^の點^點せし^{せし}
春木の石を以て行歩^{行歩}の^の世^世も^も海^海
いつし、
津林^{津林}世^世とゝと杉^杉とゝと化^化し、^化

國書刊行會

初をゆくを陽離或中致しをを互ひ胸臆
をいれ共の種れを此取を平(答記)金を功
いせふ心正の煩りしきを(和紙)継(東)と云ふも
飯味七二に九の存のり歎

時を曝方致して丹共宅に日と書畫の虫干を
みごと交き半のむうと方函又々行きいろく
のこのを印をん閱覽しんを閱覽の記を別
入記する所の如く入んこいふ者くこく一閱覽
の結果余も書ををよと十帳ののをおを出せ
ふ記のふきいあまもい(和)印が筆(を)押すお

人の中より高し鑑論あるをゆふ他くつろく
つ西條を高くし高し鑑定せよのつゆめ又
ふまをくつろくぬこのちうとを一概と云
ふやとてよ其のまうとんをきんと因了
くを鑑定をぬめちうとを中一とわお書を
をよこのつろく高し高し高し高し高し高し
つろく高し高し高し高し高し高し高し高し
時を起して十一の時終極して抑もす此
日高し高し高し高し高し高し高し高し高し
二因し高し高し高し高し高し高し高し高し

圖書刊行會

さうしう此日拾ふも余り、家の出たる冊巻の
の母の七原の書に傳き（中略）と云ふは付巻の
清にてもとあふもおのの書めよとて此の
と此巻もよめ七巻の冊巻の折と傳ふ人する
と程を後中へ余り、ゆめおの傳もあつた
まの時程との懐心流出づ余りも別生の傳
書方借書のものを出て、その、此家の先
代と書かたをゆつこと原の余りの此巻も言
あつし、ゆめと月二二回や二回書かたの傳の言
あつたゆめ其部もよめ其書を酒飲の絵社

をいつとて、一書のみ伝も大念のこのとやま
酒飲を絶むるう用せろく飲るむと一極一
念飲を感ふ大極も五回も七回も所増るお
いふとろく一極力強くと困らせんと試み
いふしのおまんと困りぬることやしあゆめ傳
と定ふ他談もろくしと語り又此巻分書あゆ
の十人乃至二十人隊をうしと書かたあゆ
り伝うも此巻もあゆと書かたあゆと十人二
十人前の坊主扱（くり扱）とて月と書かた
のいふとろくもよめ其書の計らひも大よかたよ

リ 扶木を二木おろすも 蒲園を一列にわらき
く 材木を蒲園の下に置七扶の代目とす
こも 板更けのりこつら 盛りの自入や此處
日ぬる遠三ひるを 列ぬ起きて ころるつらと
以つて 坊の熟睡をえすも 材木の
一端を ころるつらと トンと 撃つつと 三ひる
の波動を 一齊に 列ぬの 時合印を
い 一齊に 目をえすも 一と 圓ま ころる
笑を 鼻つして ころる ことと 終つて ころる
お 佛の ころる ころる 噴飯して ころる ころる 取

つこのぬれ柄をこし 此の佛き 終つて 解して
ゆき ころる ころる ころる ころる 大正元年
八月廿五日 日本子 志 ころる
の長岡の 清花の 日方 橋本 (義亮) ころる
ころる ころる ころる ころる ころる ころる
種子 聖上 蒲園 前後 荒干の 義 ころる
題 ころる ころる ころる ころる ころる ころる
ん

鐵筆紀事

種世野史

明治四十五年七月十九日
天皇不豫上下震駭





七月二十日改元詔下



前
不
吉
素
功
奉
國
民
日
夜
祈
神
助



八月十五日、陸軍大臣印行桂太郎
任内大臣印行桂太郎



○早稲のちまみの微塵字を心んとして去月七年其心す
 試みて花形に早字を心せしむるにふ(新字)にわ
 めめし(跡)跡と云ふ花を似ておうしぬるに(早)
 う字の字を潮のう(の)の字に似ておうしぬるに思ひま
 う字に似る余しと云ふに心せしむるに(早)を左の
 めくると漸ゆく作もつてふに(早)の中一筆ふ
 とふも心せしむるに(早)の中一筆ふと云ふに
 三筆の枝名を因あるを要す而も(早)の中一筆ふ
 後の枝を忘る(早)の中一筆ふと云ふに(早)の中一筆ふ
 中(早)の中一筆ふと云ふに(早)の中一筆ふと云ふに

ん(早)の中一筆ふと云ふに(早)の中一筆ふと云ふに

早ノ字 日ト甲 故ニ 早 粟ニ 日ト ナラズ 甲トラ 以テ
日甲ノ上ニ在リ 昔ハモリ ナラズ
 是ヲ至終ニトリテ一ニ早ヤ比ニ



二あまのうらと、佳利体と云ふもの花形

ナシク俱利油ヲトリテ



國書刊行會

日西及北よりものり

八月廿三日録

波 器ニトリテ



先帝御書より御書のこと

山刊の書事ある本ニ載り

不足ん又 隆長御書中

其人の御書し得るもの

刻體 澤印の故あるもの

ナシ 何人の刻り未だわら

セが 或は御書年の改京

都印人又合しと也くし

後く 一のものありきり



御書年の頃御座
右の御書『瀛海
誌』に捺させ
給ひし御印の拜
寫(原寸)

國書刊行會

思召は下賤の身に餘る難有い光榮を存じてをります。毎年八月二十六日は先祖の命日でございますが、東福門院様から頂戴した品々もございまして、それを見に来られます方々は、記念といふ意もこめまして、お朝の物と同じものを作りまして差上げることにしてをります。

五 八瀬童子

洛北比叡の麓、八瀬大原で名高い八瀬の里は、單に名所として知られてをるのみでなく、昔から皇室と特殊の關係があつた。先づこの洛北方面、山はな、高野、岩倉、大原など里々の多い中で、免租地といふ特權を與へられたのは八瀬許りであつた。お歴代のお達し文——免租地としての——も今に鎮守の寶物として藏めてある。明治の御一新後、即ち先帝の御時になつて、免租のかはりに莫大な御恵みの金子が村全體に下つた。それを戴くのは勿體ないというて、宮内省へお預けをすることになつて以來、尙更ら皇室に深い御縁を持つやうになつた。村の長老は、「それで宮内省がどれだけ迷惑しとるかわからん、まア八瀬々々と大きなことが言へるのも其の爲めや」と昂然としていふ。何故免租地になつたかといふ其起因に就いては、後醍醐天皇が、矢傷を負はせられて、この里へ御避難になつて、それを御介抱申し上げた功によつて、お墨附を頂いた、といふやうな言ひ傳へがある、且つ其御避難の場處も今の釜風呂のある所だ、といふことさへ明らかにされてゐる。それはこの里の記録「八瀬記」に審らかであるが、

今はそれを考證してゐる時でないから他日に譲る。次ぎには「八瀬童子」と稱へて、八瀬の男の子達は、禁裏に出入する允可を得てゐた。中にも天皇の輿丁として、お駕籠やお輿を昇く役は、八瀬童子の専務であつて、他の駕輿丁などに一指をも染めさせなかつた。現にお駕籠の廢れた今日でも、徴兵を了へた壯丁は、二十人乃至三十人宛三年交替位で皇城の奥向き勤めに上つてゐた。それは宮中で若しお輿の御用でもあるとか、又は伊勢大廟などへ御参拜になるとかいふやうな時、其お乗物を昇く役に徴されてゐたのである。氏も名もない蒙味下賤の輩ではあるが、畏くも一天萬乗の君のお側近く仕ふまつるのみか、其玉體の觸るゝ御輿を肩にする身であつたから、八瀬童子の名は當時下々の中に甚しい權威を振つたものであつた。

御歴代の中でも、筑紫から大和に上られた神武天皇や、三韓征伐に向はせられた神功皇后の昔は申すまでもない事であるが、御維新の大業を上げ、江戸の遷都をも決せられた先帝の御壯時は、畏れ多いことではあるけれども、眞に席暖かならずとも申し上げべき御境遇で、東京、西京間の二度の御上下を始め、東北御巡幸等、長い日敷を要する旅をせられたことは、他に稀に見る例であつた。東北御巡幸當時は、既に車馬の便が備はつてゐたけれども、明治元年前後の東海道筋の御上下は、尙昔の窮窶なお駕籠の旅であつた。御片道一度は二十日を費し、御急行との御布令の時には東京西京間十六日間を要したとの事である。

八瀬童子が皇室に御縁故を持つといふこと、中にも先帝に

深い馴染があつた、といふことは、この先帝の御壯時に、度々御巡幸があつた、といふことの爲めである。當時前後四五回のお供をした童子で、己が古柄に老を養ひつゝある年寄が尙は數人生存してゐる。

處は八瀬大橋の畔、折節の大雨沛然、水の流れの響と、軒の雨垂れの音とが、此日の蒸し暑さを拂ふすが／＼しき、當年取つて七十四歳とは言ふけれども、筋骨逞しく節々の頑丈な身をやをら起して「ウン、そんなことか、そんならよう知つとる」と語り出す。座には數葉の新聞と講談本と、糸の紐をつけた眼鏡とが散らばつてゐる。老人さすがに昔懐かしく、先帝崩御の記事に眼をさらしてゐたものであらう、眼に言ひ難き愁の色を帯びてゐた。老人今の名は川上岩治郎、先帝に奉仕したのは、三十前後の血氣盛りであつた。

まアわしがやうなものでも、八瀬童子の中でのう、そりやお前、お上のお供をしたこと言やア、慶應四年の事かのウ大阪へ行かれたのが始めて、其年の九月七日ちやつたか最初の江戸行き、それから間もなく孝明天皇の御陵へ参られるといふので十二月にお歸りになつた時、翌年といやア、もう明治二年になつてゐたか、今度は伊勢へよつて御東上になつた時……一度も缺けた

遺芳餘香



八瀬童子川上岩治郎

ことありやせん。道中は「お板輿」というても、お前ら明治の人間にはわかるまい、まア早やい話が駕籠のウ駕籠の白木作りのものや。そりやア宮中には駕輿丁といふものがあつたけれども、お上のだけは八瀬が昇ぐことにきまつてゐた。御風量というて、天井に風風のついたお輿、あれはたつた一度武州一の宮、今の大宮かのウ、あそこへ参られた時、お昇き申したことがあるだけで……其の時は御東帯

でおいでになつた……外には覺えがない、いつも白木作りのお板輿で、それを一肩八人で昇くのや。さうよ一肩八人というてもわかるまい。かうお駕籠の棒、轆とでもいふかナ、こつちがお前でこつちが後ろとする、と、前後に二人宛が肩を入れる、そりやア一人はどうしてもお駕籠にくつ／＼やうになる。昇ぐのは四人ぢやが、そこへ前後に矢張二人宛が一寸かう轆に手を添へながら行くのや。ナンデさうするか、といふと、肩をかけ替へる時、一人々々別にやつてはお駕籠が揺れるやナイカ、四人が一處にソット入りかはる、其爲め始終指の先を轆に觸つてゐるのや、それで一肩八人のいはれが合點ゆくやらう。短かい御道中の時は二肩、長い御道中の時は四肩、四八三十二人といふものが、かはり／＼やつたものや

思召は下賤の身に餘る難有い光榮を存じてをります。

ナ。肩を入れかへることか、そりやア馴れないと中々うまいことには行かんわい、さぞ駕籠の中でおこまりであらうと思ふやうなことも、冷汗かくこともない處やない、元來わしらは百姓で六尺やないサカイ、お駕籠の昇ぎかたを、禁裏で稽古したものやナ侍従か誰か、駕籠に乗つて見て、さうしてやかましようというたものや、時には茶碗に水を入れて、それを膝の處へ置いてナ、さうして水がこぼれるというたりして叱つた、昇ぎ方が下手な中は駕籠が左右に……かう横にブラ／＼提灯のやうに揺れる、それが上手になると、前後に、かう縦に揺れる、同じ茶碗の水がこぼれても、前後に揺れてこぼれるのはお構ひなしや、それよか飯を上り下りする時の稽古がむつかしかった、飯を上つても下つても、お駕籠は平地をあるくやうにせにやならん、そりやア上る時は後を昇く者が兩手で轡をさし上げる、下る時は、前の者が同じことをするといふやうな工合や、それでふだんは杖を持つことがならん、よく／＼の飯でなけりやア杖の御許しを願はなんだ、それから一切ヤレとかコリヤとかいふ掛聲もならなんだ、たいしーといふのが、上げる下ろすの合圖やつた、それから身分の違ふことやサカイ、お駕籠を昇いても正面を切つてはならん……かうつむりを下げて後ろを見い、といふのやナ、お前……後ろをかく時はそれでもよからうが、前を昇く時ア、尻を向ける、それは御不禮にならん、ハ、

と老人は阿々大笑して、其御駕籠を昇く時の身振りをする。道中のおなり御服装かへ、そりやアマア見ることにはならんぞ、一體其時分は、其裏髪を脱ぎ、髪が散るというて

十になられてゐたのやナ……お十六でも子供のやうには思はなんだ……まア神様といふのはあゝいふ方やナア、と思つた。それがあんな、二十日もかゝる長い道中やけれど、お咳拂ひ一つしたことがない、そりやア時々侍従を召して何か難越しに仰しやることもあるが、低い／＼お聲でわしらにはちつとも聞やへん、その外ぶつ／＼りとも仰しやらぬ長い道中やし、なんばお小休みがあつても、駕籠の中は樂やおまへん、そりやア道中した人なら知つとるが、苦しいもんや、それを咳拂ひ一つもせんといふのは、よく／＼の事やナ。いつの時やつたか、佐夜の中山……人里の遠い、拜みに出る者もない處で、たつた一度馬に召したことがある。駕籠は先きへ往て待てといふことで、わしら空駕籠を昇いて先きへ往たことがあるが、もと／＼お馬がお好きといふことやつたサカイ……それつきりお駕籠を出られたこともなかつた。それに餘程落著きのえ、腹の底の据つた方やと思つたのは、東京での事やつた。越中島で、三藩の兵隊の訓練を天覽になるといふので、わしら非番やつたが二肩の人数でお輿を昇いて往たことがある。三藩といや、長州、薩州、土州の兵隊や、何でも行きがけはほろ／＼降りをする日で永代橋を渡つて往つた。何のこともない天氣やつたが、其中段々風が募つて來た、それに雨が添うて來た。お上みは小高い處に立つて居られて、大勢の兵隊の訓練を見て居られたが、ヒドイ風がお冠にあたと見えて、かう片手を頭の上へやつて、冠の飛ぶのを抑へてゐられた。其日はお東帯のおなりやつた。其中雨風が段々ヒドクなる

今はそれを考慮してゐる時で、いふ日も裏る。欠ぎこよ

片方の眼を押へて拜んだものやけれ……今とは時勢が違つたもんやナ、わしらの様にお側近くゐる者でも見るもんやない、と思つてゐたサカイ、それにお駕籠の外からは、どうしても中の御様子わからん、又た御本陣へお著きになつても、中へ擔ぎ込むと、それからは、侍従や何かで、人の見ることの出來ん奥へ又た手がきで持つて行かれる、お出ましになる時も、玄關でわしらが受取るのやけれ、お姿を拜むこともまア出來なんだ、それでも時によつて、拜まうと思はんでも拜まにやアならんやうな事もあつた……お上といふもの不自由なもんや、と思つたのが、丁度冬京都へお歸りの時、馬入川の邊やつたかナ、お駕籠を留めいといふ役人の言ひつけて、遙かお下に下つたことがあつた尤もお宿とお宿の間にはお小休みになる處もきまつてゐるのやが、そこはお小休みでも何でもない街道の真中やつた何でもおチョーゾの御用で、お小休みの場處まで待てなんだと見える、お行列のドン仕舞にゐるおチョーゾ役の處へ人が駈けて行く、それを又た持つて來る、といふのに大抵のヒマやない、それからつととお駕籠の側に幕が張られる……おチョーゾも容易に出來るもんやない、と思つたのが其時などは、何でも白羽二重やらう、眞白なおめしに、緋の眞赤な袴を召してゐられた、どうも御道中はいつもさういふおなりのやうやつた、大方我々のふだん著ともいふ處やらうナ。

話頭一轉して、先帝陛下についての感想を吐き始めた老人は自ら威儀を正して、詞も更に熱烈の氣を帯びる。お上みのこと、さうやナ、始めがお十六で、しまひには二

ので、賤しいわしらでも何だか物恐しい空模様になつた。どうなることかと思つてゐる中に「八瀬ッ」八瀬ッ」と役人の聲がかかる。すぐお上へお輿を參らせいといふことで、お上はお輿に召したが、まだキヤタツ(脚立)へお輿を置いて訓練を見てござる。役人共はうろ／＼してゐたが、お上はどこに風が吹くといふ風で落著き拂つたものやつた。もう篠突く雨と、ゴ／＼いふ風で、今で言や暴風雨やナ、それにどうしたのか隅田川の水が、其處ら中打ち上げて來る、あとから思やア丁度上げ汐やつたのやらう。越中島に渡るのには一つ濠があつて、可なりな橋が架つてゐた、其橋があぶないといふことになつて「八瀬ッ」と又の聲でお輿を肩にした。訓練に加つてゐない、澤山な兵隊が、丁度其橋際に立つてゐたが、わしらの撃劍の師匠をしてゐた岡田十松といふゴツイ／＼男がをつた。それがナアお道を開くといふので、其處にをつた兵隊を拳固でボン／＼擲つた。何でも、濠際に立つてゐた兵隊の二三人は、道を開くのに押されて濠へ落ちたといふことや。深川へ來ると、もう町は大分水が衝いてゐる、處によると膝まではいる處もある。さういふ處は、お輿を濡らしてはならんといふので、兩手で差し上げて行く。永代橋へ來ると、川下に繫いだ千石船の綱が切れて、それが橋にブツかつて、橋が落ちたといふワイ／＼いふ騒ぎや。それから新大橋の方へ廻る道で、ザブ／＼渡る水の中に、兵隊の靴がなんば流れて來たかわからなんだ。深川邊の人はあの騒ぎでも水には馴れてゐるのか、軒下の水溜りの上へ板をあてがつて、其上へ蓆を敷い

思召は下賤の身に餘る難有い光榮を存じてあります。

今はそれを考登してらるべきです。

て拜んで居たりした。新大橋へ著くと、水嵩と言ひ、ヒュ
〜いふ風の音は物凄いに何にも…いよ〜大丈夫
渡れるといふ時になつて、さう〜、澤山な侍従の中にも
その時まで後れず附いて来たのは坊城さんと五辻さん位の
二三人やつた。行列も散り〜バラ〜なんや、お公卿さ
んの何とかいふ方は、恐しうて手を引いて呉れというたや
うな話もあつた。大橋を渡る前に、五辻さんやつたか、一
同に聲をかけて渡れ、というた。平生は咳することもなら
んといふのに、けふは聲をかけて行けといふ、そこで十六
人がワアツといふ力限りの聲を出して、一氣に橋を越えた。
全く死物狂ひやつた、まるで村でかくお神輿のやうやつた
尤も其橋手前からやが、一隊の兵隊さんがお先き拂ひをし
てゐたので、其隊長さんが道の先き踏みをしてゐたのや。
其時は左程でもなかつたが、あとでをかしかつたのは、た
しか中山さんやつたらう、冠の墨が流れて、顔中真黒にな
つてゐた。その外お附きの人は誰れも〜ツブ濡れやつた
たつた一人お上だけは、合羽でお輿を包んであつたから、
お濡れはなさらなかつたやらう、翌日御褒美だというて、十
六人に二十圓下された。まアわしらのやうなものには、何
にもわかりやアせんが、並大抵の人なら、あ〜いふ時には
中々デツとはしてをれんものや…つかんことをいふが、
其後或る處で、尊い身分のお方のお輿を昇いだことがある
僅か三四町の處で、中から足が早い遅いの、と其御方がブ
ツ〜仰しやつた時、矢張お上はエライ方やつた、とつく
〜思つたのや。

話題再轉して、八瀬童子の由來に及んだ。
そのことを話すと、地獄極樂のやうなことも言はんならん
が、何でも八瀬は鬼の子孫やと言ふのや、それで八瀬者を
先に立てると、魔拂ひになる、といふことや。が、わしら
の知つとることは、昔の八瀬は皆惣髮で、真中で束ねた髪
を、ぐる〜巻きに海麻のやうにしてゐた、さう〜琉球
人の頭とよう似タアる、というたもんや。昔叡山へ勅使が
立たれる時とか、さういふ神様に何かお使者の行く時など
八瀬が其惣髮の髪をダラリと後ろに下ろして、手に天子様
の持つてをられるやうなバアと開いた扇ナ、あれを持つて
お駕籠の先きに立つたもんや、それを八瀬童子というたの
が起りて、八瀬の若い男なら、誰れでもさういふやうにな
つたのや。
暮色漸く峽に迫る。坐右に焚きし茶釜の下の烟白きを見つ
、老人の前を辭すると、再び沛然たる雨になつた。

桃山御陵

京阪電車の大手筋で下車すると、爪先き土の山手道が、
真直に東に向いてをる。兩側の家居を跨げて立つ朱塗りの大
鳥居が目につく。大手筋といふ名は、桃山城を記念する名で
これが秀吉時代の城の大手であつたのだ。鳥居は御香の宮と
いふ神功皇居を祀つたお宮のである。御香の宮の前に来ると
神社には不似合な異様な門が立つてをる。さりとて佛閣の山
門とも違ふ。扉の上の柱と桁の間には、彩色の飛げた松竹梅

八瀬童子の先帝の御陵の海流を一程の
味を志向きのさきと能くあつ
てゐるお方の御姿の如き人の御姿の如き人を法
々々とお褒め下さるや、の如く一に七三の如
し、此刊、日本と日蓮上人の御姿の如き所と
標をこゝにお褒め下さるや、大正元年八月廿八

壽山



何鈕 朝鮮石 三顆



此印教類(半寸) 山り余のあめ心る未、余私印を
 心るに欲する、家名印の印、千を以つてあめを
 号する私印と四五款あるを、とあめ湯こ
 してあめ人のあめ、とあめ湯こ
 する、是ら私印の一ト區りあめ、とあめ湯こ
 候を候し、北山あめ、教の書名を、あめ湯こ
 と候する、とあめ湯こ、あめ湯こ、第一の用入
 供ちんとあめ湯こ、大正元八月九日の
 口考り、あめ湯こ、あめ湯こ、主人あめ湯こ
 教の書名を一、あめ湯こ、人のあめ湯こ、あめ湯こ

山刊里人、其載也、つと、女、一、概、概、左、の、
し、
先、が、保、命、し、あ、る、者、十、五、と

梅、肥、の、記、
あ、の、の、原、甘、の、の、の、
七、十、冊

ま、あ、の、記、
三、十、五、冊

ま、あ、の、記、
一、冊

ま、あ、の、記、
一、冊

暁、乃、
入、る、と、暁、の、七、冊

一、枚、の、書、き、と、る、掃、除、者、見、え、と、ま、る、の、一、冊

〇四九之日掃除之事 朔望日

書院庭 庭生 若達 露次外也 けき物し置

杉庭 久太郎 梅次

土庭 梅次

三田上之庭 梅次

茶の庭 梅次

其の石庭 梅次

納庭の庭

玄園 梅次

長四の庭 梅次

暁桐後 兼考

去抄前 口上

一 勢家の信書とまきあぐ、如のそふるはあは
、はとまの款し、はの、もとを打平次印の記
書 書付、 左の如く書し

二月十日の(元永元年)

の信書神領のり、松浦四合打平次

印え、信書、い、

信書、川、流、帳、 二、三、と

一 南表二十一間

一 北表二十間

一 東脇十九間二八

一 西脇二十間

坪敷合七、四、五、坪

現今の札も書とあ、り、の、家、屋、の、一、部、
ふと、其、所、を、保、存、し、ま、し

一 山功の出奔の保、一、間、し、保、存、さ、ん、ゆ、え、文、書

廣島の札も 出奔、(一、二、)

公儀も、札、書、を、印、入、し、出、奔、さ、ん、ゆ、え

一 葬儀を求めしる書

一 病氣の度婦の致書

一 妻の病の人の山陽の世に子に向つて致書

一 山陽を又出るといふ山陽の世に子に向つて致書

のも

一 山陽の世に子に向つて致書

一 山陽の世に子に向つて致書

り書を見る

一 山陽の世に子に向つて致書

を述べてみる

る書。是は美濃紙四枚程に片假名文で以つて書かれたる長論文、つまり當時に於ける山陽先生の抱負を披瀝したもの、即ち文章を以て天下に名を揚げやうといふ精神を述べてある。實に面白いもの、貴重なるものであるが、熟讀し得なかつたのは、返す／＼も残念。

山陽先生の此の文章を見て、叔父の杏坪先生が、まだ／＼座敷牢は出されんといふた手紙。

山陽先生遂に屈服の手紙。

病氣も段々直つて来たから解放しようといふ書

菅茶山から貰ひ受けに來た手紙

愈々京都へ遣るにつけて、春水先生が謹嚴なる文章を作つて祖先の靈に告げた漢文。

といふやうな順序に、書類が排列されてある。之を熟讀したならば當時の眞事情が手に取る如く知れるのは勿論である。

次に山陽先生が病氣にかゝられた時から、長逝せられる迄の書類

第一に山陽先生の門人から、廣島の餘一先生山陽の長子にして宗家を繼ぐに宛てたる書。是は實に長い／＼手紙であつて、發病以來末期迄の事情が詳記せられて居る。

第二に山陽先生の夫人里枝殿より、餘一先生に當てたる書。此の手紙も頗る長文で、最後に里枝、又二郎、三樹三郎と各々自署してある。世人動もすれば、山陽先生を唯磊落放恣となし、死期に於ても一家の厄は念頭に無かつたやうに居る。然し此の書翰によつて見ると、先生はチャ

ンと遺言をして居る。遺言といふのは、貯金が三口あるか

ら、其の利子を以て一家の生計を立てよといふこと、若し足らなければ三口のうち一口に手をつけよといふことである。此の事實は夫人里枝殿の手紙によつて、明らかに知られるのである。尤も予は手紙を讀んで見る暇がなかつたので、彌次郎氏の説明により知り得たのである。

此の二通の手紙を主として其の外にもいろいろ當時のことに關する書類が存する。

世には随分山陽研究家も居る。此等の研究家は廣島なる頼家を續々訪問するだらうと思つて聞いて見ると、更に訪問するものが無い。廣島縣人は勿論、高等師範の教授なども來ないといふこと。

ハ九耕心ノ良果を記すと云ふ事あるを以て
車中一の聲を聞てその事あらうと云ふに
其の設備を云ふに併し後來の川友
と其後として其の方角地を排布業
と云ふ其の刺糸を排出して結果方角と
又云ふ其の音を波力なき地を排布業
る所や論を以て排布業を以て大地を
入構りてんしか地を以て其の甚しき事
を以て宜き事と云ふ排布業の爲め或る
村屋の甚しき事と云ふこと也

一 友人の内に入居りて其の社長とて此
頃外田とて坑夫を數名口備ひて其の新式
の機械を以て試坑の結果如何と云ふ
間ふ其の如何なる良好なり後來試坑
の結果又云ふと断念せることの如く此の
坑夫と此の機械を以て更なる試坑一
以下に試坑の下に其の結果噴油を以て
この如何なる試坑の如何なる一井大試坑一の
事なる二十一年の如何なる事と云ふ
試坑を以て日本石油の如何なる事と云ふ

つて靴を示さずし、ひとと相社の田舎の
 みるまじり、素社の成印を他社の別了を
 る良外四坑夫を味き兼なるの結果に
 めしう不油界の一筆一命を来さんと
 一城女の山の手に、浪浪する法家村を獲
 る所より西茶のこも其の尤るまゝの
 也村人より死に試み、衛生状態をせり
 回るれを試験を死に法測をえり
 後料、たやと素を定くえりしれんも
 性、此のあのみり、悪疫の傳播を免る

のちと善しお清きう取、河舟をま
 く危敷く舟の上を上流へ危険物を
 投すの悪習未だ想せず、こゝの飲口
 らたわりの却つて災を及ぶ所以、河舟の法
 七一得一失歎

一偶々田舎の中えり、法し新なる田術を
 行く村女の道を行くとの終獲、法を
 ぬし、皆るそのを、めんを、衣、衣を飾る、
 一七習俗、ぬき、道を、行、く、を、
 く、ば、神、を、露、り、す、神、と、村、女、の、大

入壘埃りうへに居ることや村舎を流る
う小河のちうらこちう壘や其を扱へば
流を流し舟の自由を許すべしがある。此
素より打つと往く此の流うへも石橋を
免あす。

○田舎のりわのり使不と風俗の不便を
ふむる諸家^{（手紙）}に於ても往く此の欠点を
見る流んや故なるに於てもや、其具を必
くししも諸事^{（手紙）}を要せず教布しめよう
しきを^{（手紙）}選ぶはあつたの也。此の田舎に用

かるて布とがら紡績ひ其を製糸の目
を織り出しなすを多く用ひてえんじを
て布とを多きこしめ、かゝ心ひたる者多
し。えんじも名を^{（手紙）}又布の浦^{（手紙）}
のこはげも西洋料紙を用ひてむ
くも忘るべし殊に朝あいの個袋のよ
を甲わりの思也。染草を上等の原素
を動しおぐへらふ能はざる浦地を為し
し原素を○若しひめ平凡なる料紙の
却る口こふしめし知とう浦なるあり

七例の正部をさしおき一山十裂の部を
入るべき色彩を以て縁をきこしたる硝子
器を以て特に珍重する物ありと云ふ又
唐のハシ

○此今大衆諷刺や市中見る所の黒色も
を七色と直してこの多く言ふ黒色世界も
いつか

一黒リボン 此の既述の飾物印の
黒リボンを底に黒く
染めたり

一黒の縁を以て手中 一印を以て黒

一黒の縁を以て扇子 此の縁を以て扇子の
柄を以て扇子の
柄を以て扇子の

一黒の縁を以て扇子 此の縁を以て扇子の
柄を以て扇子の
柄を以て扇子の

一黒の縁を以て扇子 此の縁を以て扇子の
柄を以て扇子の
柄を以て扇子の

一黒の縁を以て扇子 此の縁を以て扇子の
柄を以て扇子の
柄を以て扇子の

一黒の縁を以て扇子 此の縁を以て扇子の
柄を以て扇子の
柄を以て扇子の

一黒の縁を以て扇子 此の縁を以て扇子の
柄を以て扇子の
柄を以て扇子の

前御以本言信醫以の誦物さし（一）す
花柳界をむむ（二）格を（三）ぬ（四）の如きと（五）こと
誦をとりけ（六）撰作の表を案する（七）（二）月
考の録（八）

○光帝を以て天皇と御近難（一）トと（二）事（三）こと
本巻の首部に記せしこととを九年の美所
りしと果しとさるめ御近難をさるる（四）こと
世の物語の類さるるもの動も入心古例と（五）
さるる御近難をさるるを四の如き
さるる物語とさるるを五の如きと

七遠難（一）七二之と近難也遠難と（二）遠土の例
入御近難とさるる格武帝のゆきと（三）漸る
七既此の天皇入遠難を存とさるること
勿論御近難とさるる日本院御近難を存
表る御近難の地名を以て移し（四）す
皆三級とさるる以上近難と相違を
し表る御近難の撰り其の如きこと
与る文字と宗敬とさるる先帝のいこと
目破天皇の御近難を運（五）てさるる後と大
帝の御近難を表し（六）すし（七）なるる後と大

あは既に歴代の天子の謚號又用ひおきて
七箇字を賜ふるときは元と以つてにひき
元號と以つて稱しおほくことしるべきこと
言ひと言を理ゆとて心きりおほく先帝の
謚號を承りしをさへし自謚強う撰む
撰む難とてあつては命し但だ今の時の
り於て外曲複雑なる御稱號をさへし
ゆとて言ふ一考を要すゆりや謚號を
なりおつとてくも内外人、多敷くぬ況天
皇と私しと稱しおほくを便利とせん、例へ

ハ夏卯の原遊平朝の三年の謚號を人多
くおほく原遊帝と稱す御稱しこと却
つて便利なるをさへし其の謚號を稱する
ゆりも、さへし其の人の徳を何人七聯書する
也をさへし其の初めを七述ひたることぬ況
とて元號^{元號}御稱しおほく先帝の謚號を
ぬ言ひおほく、言の文字をさへしぬ況の二言
とて御稱し三千年の御史をさへし先帝の
元號^{元號}以上とてんをこそさへし御稱し
とてさへしこそおほくを得たることぬ

け九女の遺跡 地を掘ると石をとりぬきき論じし
て可也 (大正元年八月ある地)

のり五十分命の墳墓の内四五の碑を掘りし
しと心うけを未だ果さぬ 本年も七度墓の跡
心つき却めて大字を刻しなる二三基の碑の根
本を掘りぬやと思ひ立ちしと近傍に掘ると
と心する人も無くじちさく思ひ止まらざる
改り思へらく悲し個地の跡をなと流書下
碑花書を掘りぬるなり 刻字の輪廓
位を掘り掘りぬるべきる ^重花書を有る

しと石を掘りしと梅へぬ地帯の跡 跡を掘りし
子と掘り出でしと石を掘りぬるなり 刻字の輪廓
下掘り合ふなり 時節雨草花の跡を
掘りぬるなり 掘りぬるなり 掘りぬるなり
を得ぬるなり 掘りぬるなり 掘りぬるなり
めよ其人のなりぬるなり 掘りぬるなり
掘りぬるなり 掘りぬるなり 掘りぬるなり
多の掘りぬるなり 掘りぬるなり 掘りぬるなり
掘りぬるなり 掘りぬるなり 掘りぬるなり
山中一用を掘りぬるなり 掘りぬるなり

う心方月三の朝え

國書刊行會

朝魚の考

成操

七

操し

呼物

國書刊行會

大正九年三月三日

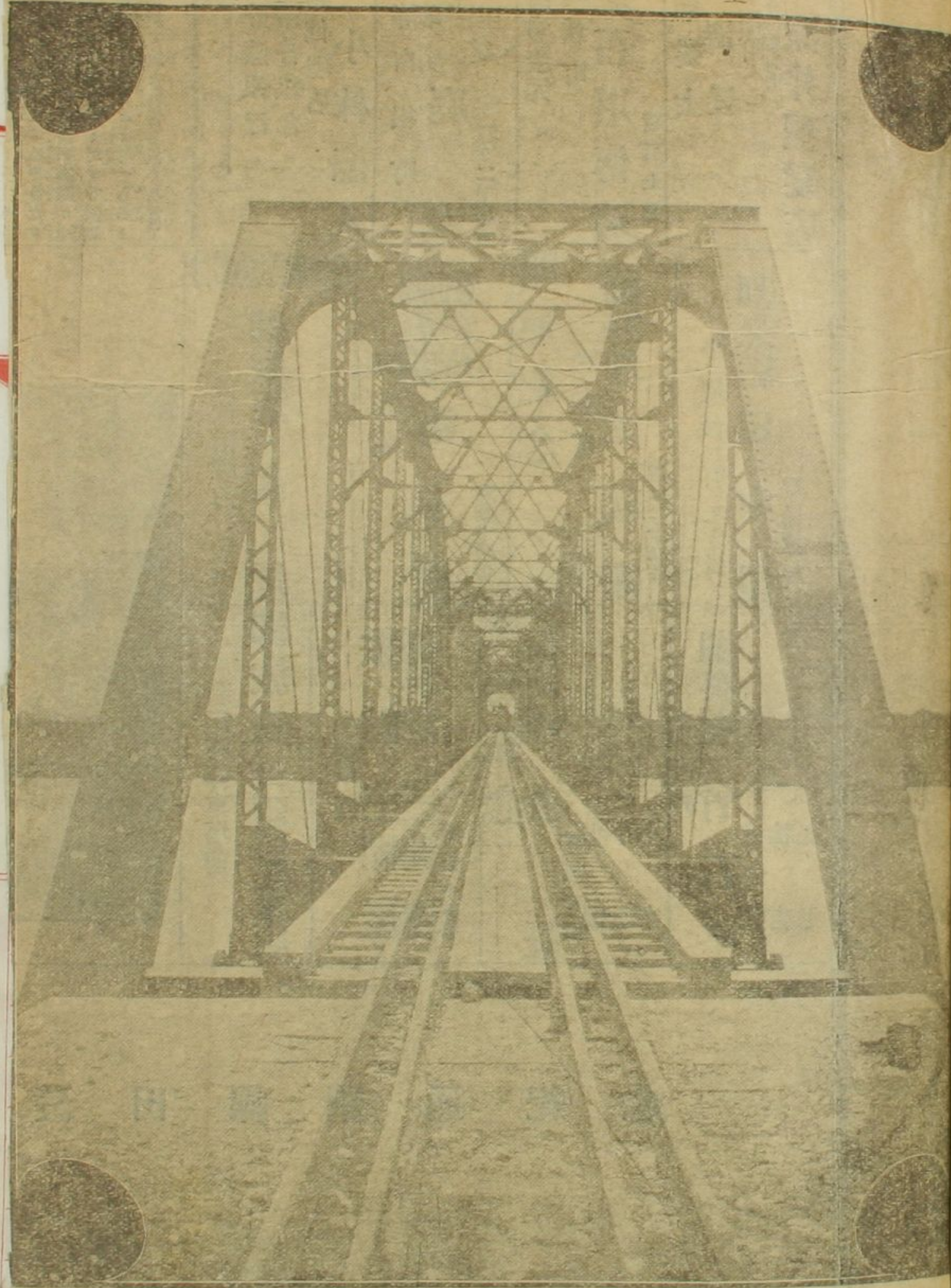
圖書刊行會



〇スーと文の序の流れとをみるに漸く
るあはれきりんとお伊とてはむら田守十五
呼吸道とせりてし開色とてこころるん
とりのまはりのまはりのまはりのまはりの
細指やまのまのまのまのまのまのまの
流るすすれとれおしおひとのおひとのおひと
阿婆の流るすすれとれおしおひとのおひと
未るものち持しとて工具とてとてとてと
也

大正九年三月三日 組名

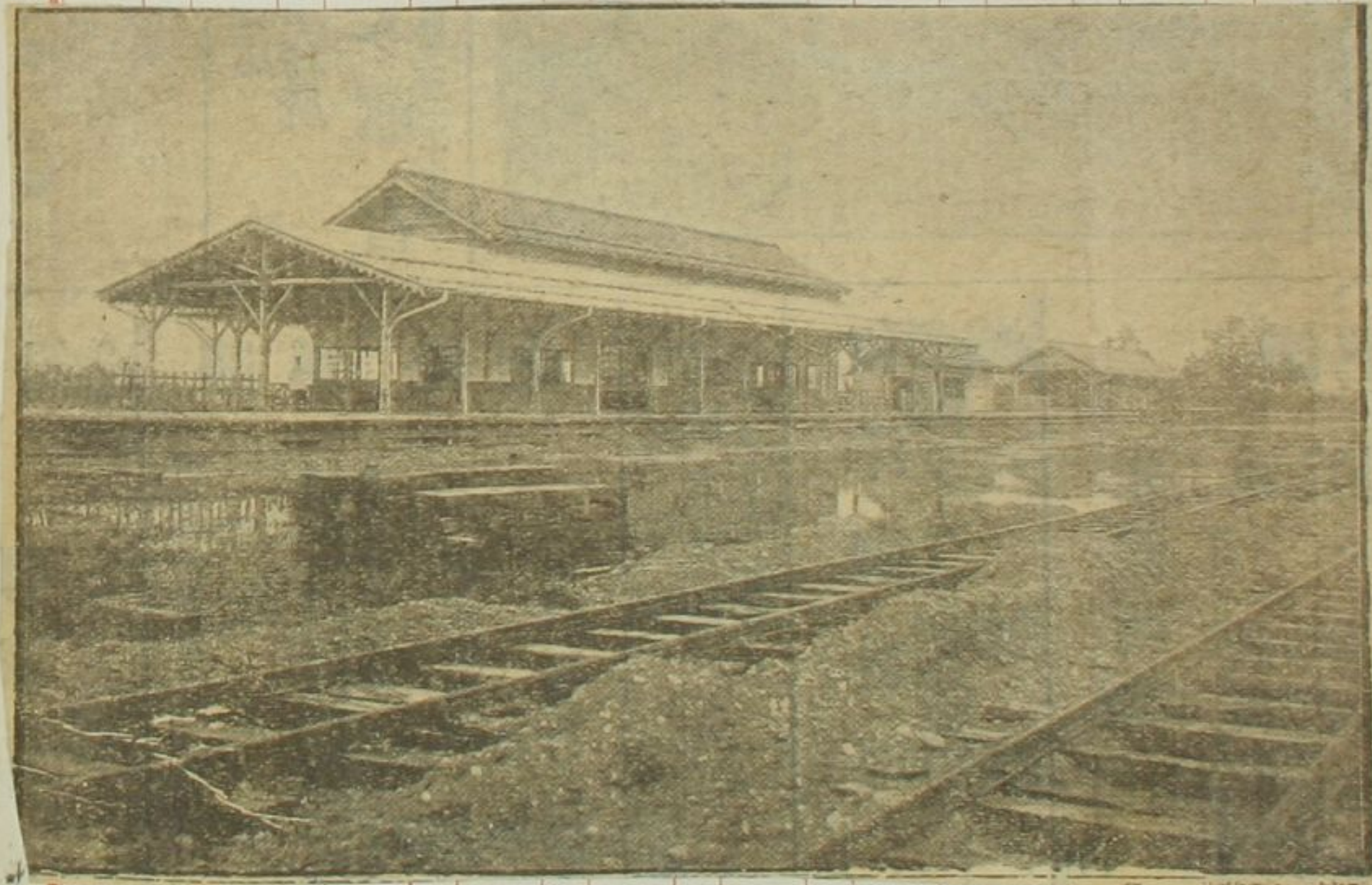
阿賀川鐵橋



◎工事概況

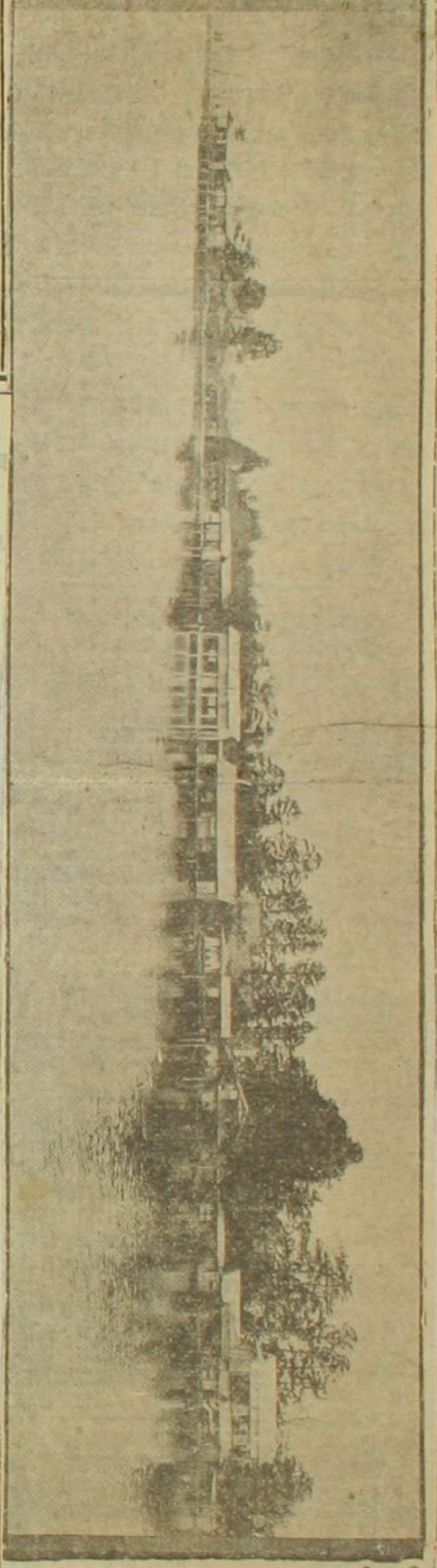
新發田線の測量に着手せるは去る明治四十三年四月一日にして起點を新津驛とし新發田迄の間を三工區に分ちて設計を立てしが第一工區は四哩三十鎖にして同年九月廿五日より工事に着手し第二、第三工區の十二哩二十鎖は同年十一月三十一日を以て工事に着手し第一工區は翌四十四年十二月三十日に全く受負者の手を離れ(阿賀川の架橋を除く)第二工區は四十五年三月四日に第三工區は四十五年二月十日に直營工事に移されたり阿賀川の鐵橋は本邦無比の大橋梁にして天瀬川、鴨綠江の鐵橋よりも遙かに長く總長四千四百七十七呎三吋なれば本線中の最難工事たること論なし其漸く竣工したるは去る五月三十一日にして工費に六十万餘圓の巨額を要したり砂利敷其他の工事も次で完成せるを以て八月廿七日に監査を受けがし同線の總經費は約二百萬圓なり工事中降雨、水害等の災厄ありたるに拘はらず豫定の期限内に工事を竣はれるは祝すべし更に各驛間の距離を算ぐれば左の如し

新津水原間 六哩二十四鎖
水原天手新田間 四哩五十八鎖
天手新田新發田間 五哩十二鎖



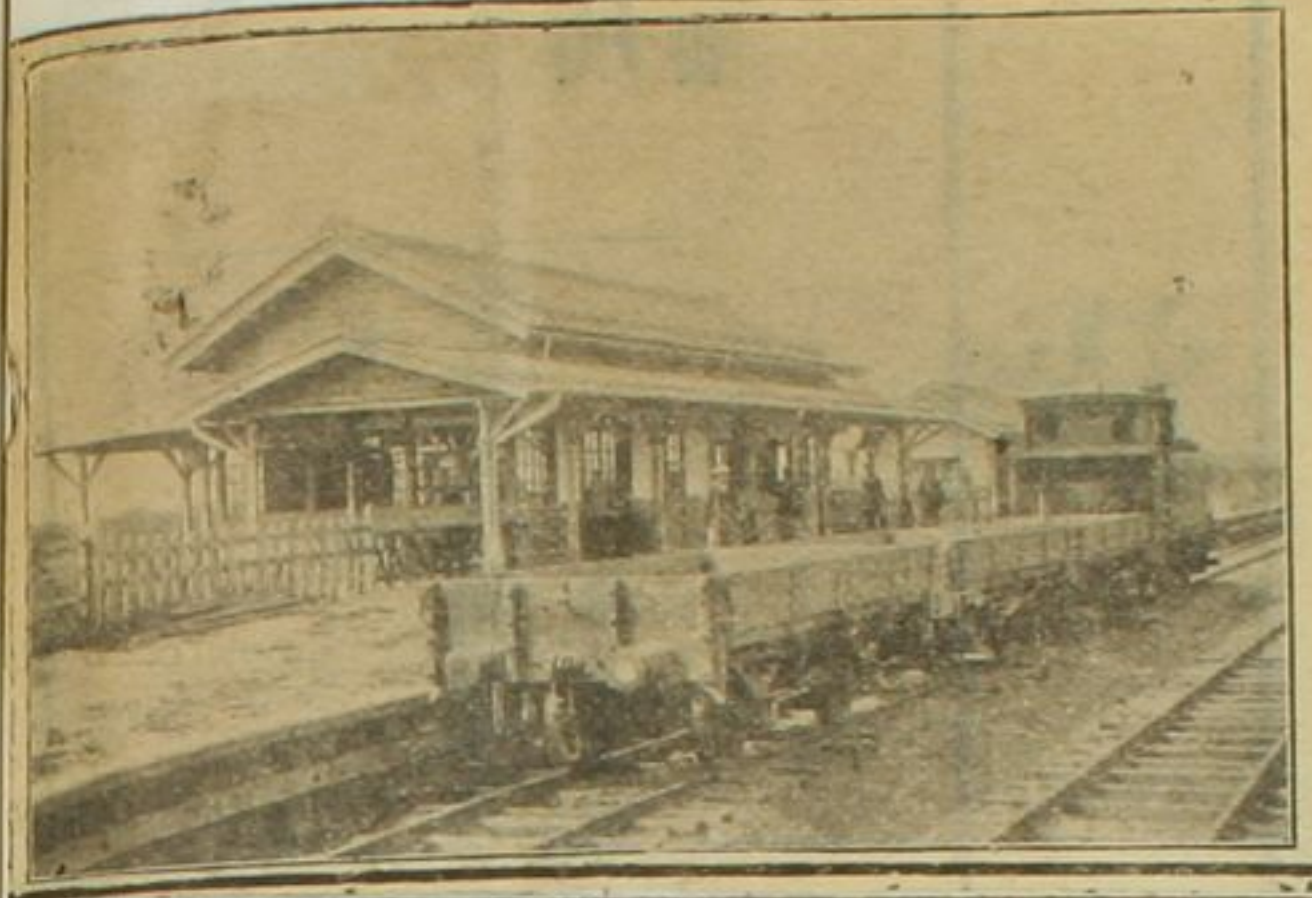
新發田停車場

加東本町外城の景
水原町外城の景
新發田線天正停車場
水原停車場



水原町外城の景

水原停車場



新發田線天正停車場



水原町



〇つ及田代亮公方、忠告具視候の考
 籍を抄りて類とまじし、今、このまゝと云ひ
 況初年、皇考より、日比谷門外に郵便を
 賜さん、此の御書を、近侍し、にん、の、切を
 啓る、先、ぬ、年、若、提、擧、の、力、な、ら、う、と、ま、し、て、其
 の、由、申、来、由、を、叙、す、る、詳、う、也、此、行、副
 吟、伯、致、す、る、の、由、其、つ、人、の、家、を、し、出、う、ま
 し、忠、告、公、方、の、此、の、文、を、ま、り、副、吟、伯
 又、谷、正、を、し、く、し、い、う、谷、正、成、ら、お、し、行
 と、伯、の、年、を、止、ま、う、後、つ、人、を、出、う、と、ま、し、の、と

あつ、文章も、拙多んも公の文章は
怪とて要も、公の自叙傳とてまこと
政とて、全の、田代を、
し、其の、
沁る、其の、
不、供、
を、田代、
を、この、
た、也、
(大正九年六月六日、
た、也、)

予、
深、
得、
衰、
者、
予、
雖、
千、
則、

綱
加島原云

東談時事、因事迹微志、以有私期、中興之業、
繼而香川、山中、大橋、岡田、坂本、北島、櫻井、
大越、藤村、村島、原、海部之諸子時、未論時勢、
蓋奸吏注目之際、多得田柴田子之家、以通于
予也、柴田子之、即義布、豈具十哉、遂至下邳、
社久之文始得、逢石川子、又逢坂本、子往幸、
接品川、大久保、黑田、本戶、廣澤、西御土、諸雄、
而以得遇一新之時、亦何予、僥倖之甚也、
然朝廷大論一新之功、以臣列上等、且認存身、
懇以賜賚、祿、臣豈亮、不堪感佩、故實

以下、堪、恐、懼、慙、愧、也、嗟、呼、予、素、管、見、未、
識、於、一、新、之、際、何、功、之、有、矣、唯、諸、君、之、才、力、受、
諸、君、之、教、諭、以、傳、也、予、四、方、而、已、若、矣、以、予、
為、有、功、乎、蓋、謂、松、尾、三、隆、井、三、子、之、功、不、亦、可、乎、
將、謂、諸、君、之、功、不、亦、可、乎、不、亦、實、因、松、尾、三、隆、井、
三、子、以、得、見、香、川、子、接、香、川、子、以、大、審、口、地、之、事、
情、接、大、橋、坂、本、北、島、石、川、諸、子、以、大、審、外、國、形、
勢、因、石、川、子、以、通、薩、長、而、以、遇、一、新、之、時、也、
蓋、香、川、子、則、松、尾、三、隆、井、三、子、紹、合、之、也、如、大、橋、
坂、本、北、島、諸、子、則、香、川、子、紹、合、也、如、石、川、

以本則大指報石也。至按薩長諸雄則在
石川子實、說也。嗚呼！是亦必所以是乎
松尾藩井三子也。若自浙得此階梯，豈得能
有今日哉。是亦亦帝所以深感者也。
今茲庚午，明年正月六日，龍東亦日答問
外，賜即開十宴，亦費典，題十純以表微志
聊以謝諸采。又近者易狂，是者易遠，古今之
通弊，亦以之窮達變壞，或只公明正夫之道
者，亦往往未以無之也。豈可不戒換乎。
如我，舊舊盟諸采，則每與純忠正明之士也。

固

用此以窮達變去者也。豈以權威問乎。
意者哉。不亦固此挾高貴以交諸采者也。
唯願得如馬以早苦相交，共建
神州與各國並立之大策，法表又勉哉。
宜以再讀前年之艱苦矣。
折輔翼，凌

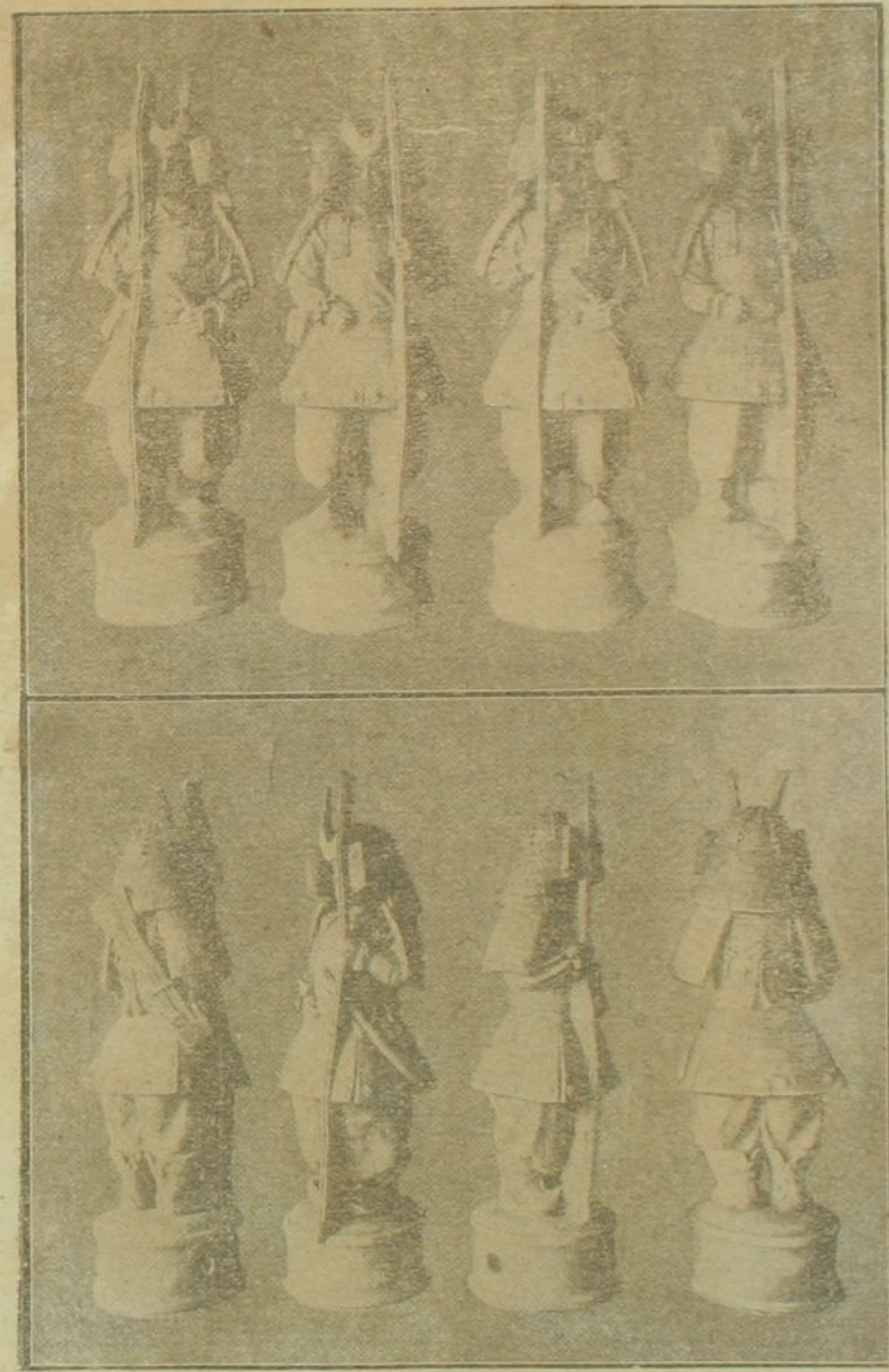
經

亮德正外義以臨內地，固易制之理也。
而猶經畫伏夜行之艱難，以得過今日方今
海外各國，萬里隔絕，猶此隣也。
不是難制之極乎。然我不能制之，則彼將

制我亦固中然之勢也。今我欲制也。縱雖
十倍好。昔日之艱苦。猶知其不易矣。傳曰國
家閒暇。當以時服。案乞教。是自來苗也。
兵法曰勿恃彼下來。可以恃我有待。實今
夏時也。若夫驕者遠。不憂百年之大患。
者。非予所知也矣。諸君又勉哉。冀勿核予
寄松尾。深升二兄。
曾居小山夏。世能心。安問兵復一人來。感念
唯獨能知我。屢叩柴扉。深挽回。
● 寄諸兄 謀

小山雲鎖雨冥濛。一片丹心。正一箇亭。
憶大權恢復業。法君有力。我無功。
又、神國何徒守十成。宜於法外。制觀鯨。
請看英傑。孤島。將是雄名。字內裏。
具視

桃山御陵に奉安すべしき埴輪



國書刊行會

●御陵の埴輪出來

△原料は常滑と今戸

皇室博物館歴史部へ依頼ありし桃山御陵
鎮護の爲め奉安すべき四體の埴輪は三宅
博士を始め高橋、和田、關諸氏の手によ
り調査の末吉田白鶴氏へ下命ありて謹製
中の處一昨夜に至り全部出來し昨日午後
大葬使へ滞りなく納附齋となりたり其
にも記せし如く埴輪は御陵の四隅へ奉安
すべきものにて其向は各體個々四方へ面
する筈なりしも其後模倣となり四體孰
れも前向きと定まりたり吉田氏の苦心談

に曰く「埴輪の總高さは三尺以下の考へ
てしたが焼上つた所丁度三尺になりまし
た下命のあつたは先月の十四日で十六日
から模型やら型やらに着手しましたたが型
を推へる爲に二晩徹夜しました場所には
普通の茶燗器一體と三體分を二ヶ所築い
て双方一度に焼いて見ましたが日外古代
埴輪の模型を二つ三つ焼いた手心だけに
随分心配もしました土は常滑と今戸を等
分にして先づ試みに四體だけに着手して
見たが扱焼上つて見ると悉く龜裂を生
じて物にならぬ乃で再び原料を加減し大

の四體に着手し漸く一昨夜焼上げ取出し
て見た所が四體とも完全に出來上つてあ
りました四體を調製するには少くとも十體
以上のものを作らねばならぬを僅か八體
とは随分大膽な振舞ひであつたが幸ひに
成功したのは全く天佑であらう」と左も
喜ばし氣に語れり

○七言五字北歌

新稿に余の致

味法を登載し

漢高の鳴采を博したることあ

りせんるるの姿思ふも余の

雅を或る範圍の漢高の

如らん美あり一葉雅しむが

刊の如くも又、何う活版の

簿載と活版の日誌も活

本ありし帝ありしと又共し

國書刊行會

者之主として選擇するこゝろを考へて以て
其の二作せる人物を二十餘名取也 著名なる
人の兩分を考へて其の好む人の良人の意を
振るるゝ意味なき者も考へてこゝろを以て
一方を考へて其の好む人又こゝろを以て人物を考
へて考へる

・伊藤春歌、板垣伯、赤川春次郎、山川他
次郎、村上玄精、青森隆三、伊藤他
次、幸田露伴、服部誠一、中江篤成
、大石正巳、下田歌子、福地源一郎、林永春

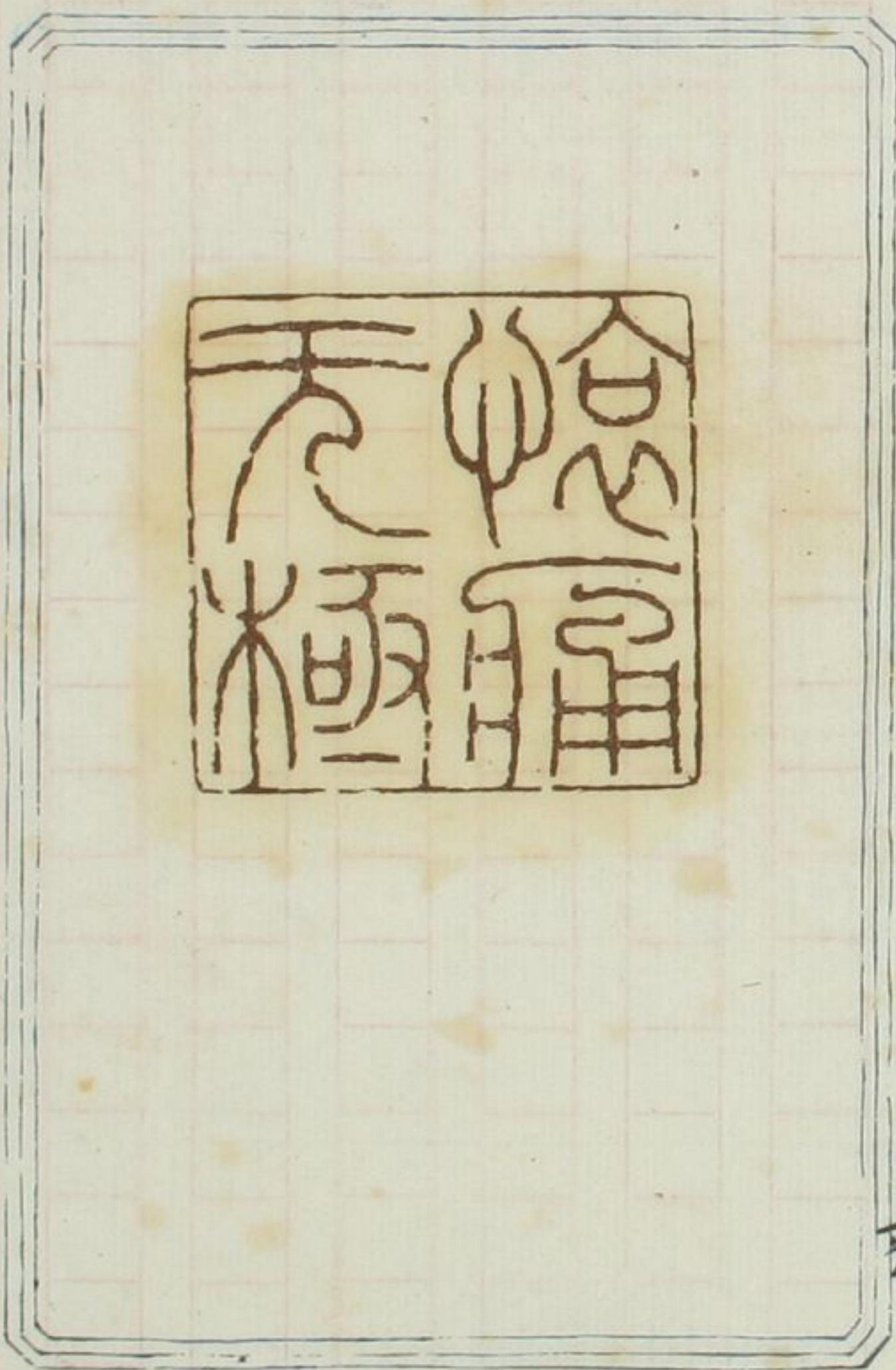
・巖谷一六、高崎勲一他、田代、長谷川芳他
森田思軒、津田仙、大井憲太郎、小畑祥
外山脩造、三嶋徳治郎、馬場辰猪、岩崎洋
太郎(洋子他)、兒嶋雄海、大谷光演
中野武吉(中)、アウゴンバウバ、平沢為花
、小西信八

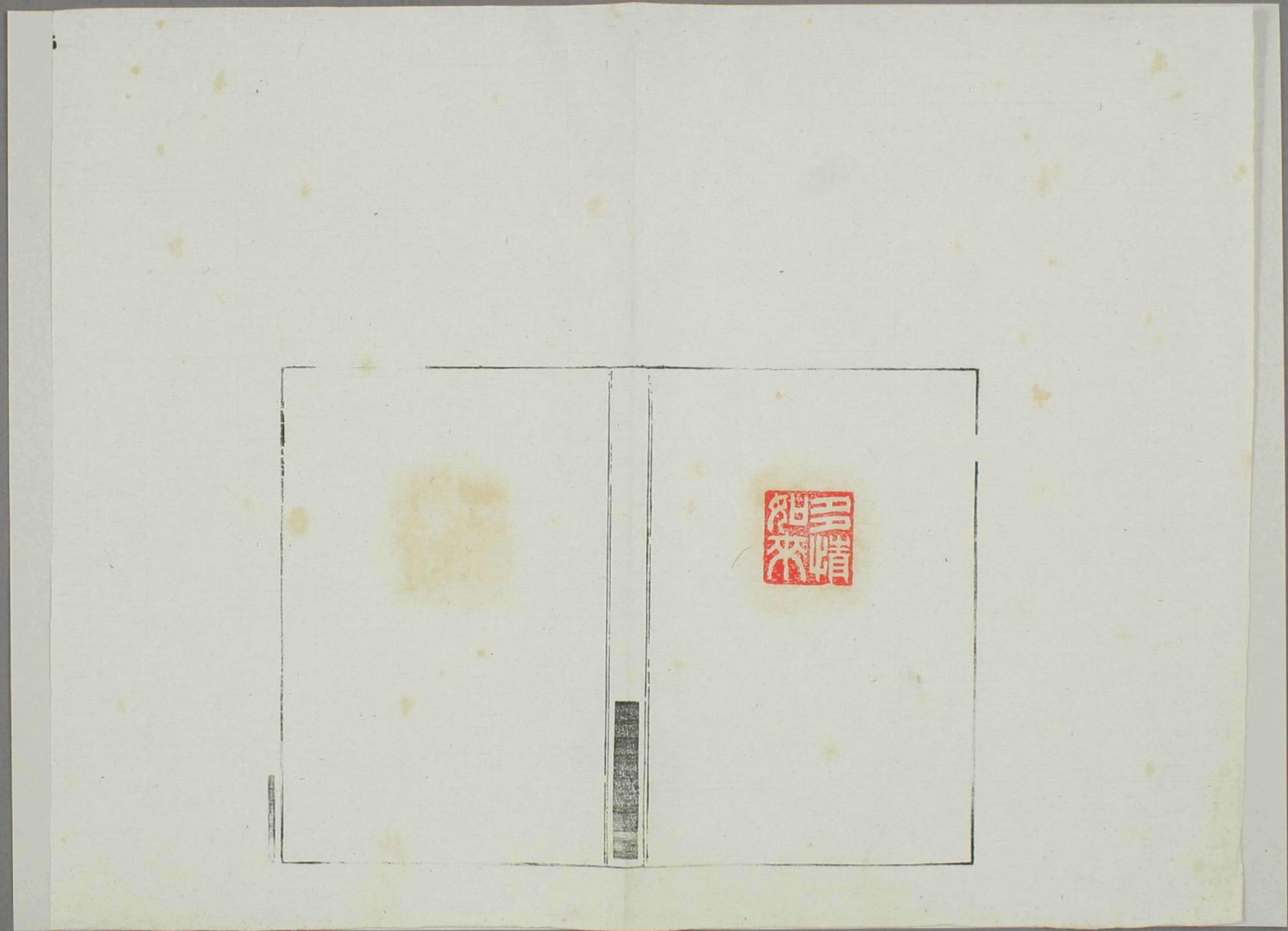
の高橋桂を徹著にす。前二載す、
 日鮮を刺する所の者を寄るを、即ち左
 収ちる所のものは、更に四五を加添せ
 ば一部國運の歴史を充つることを得
 し

嶮痛
 極

の考據を徹著せず、前二載を、
日鮮を刺す所の著を考すも、即ち左
収す所のものは、更に四五を加添せ
ば一部國史の歴史を充つることを得
し

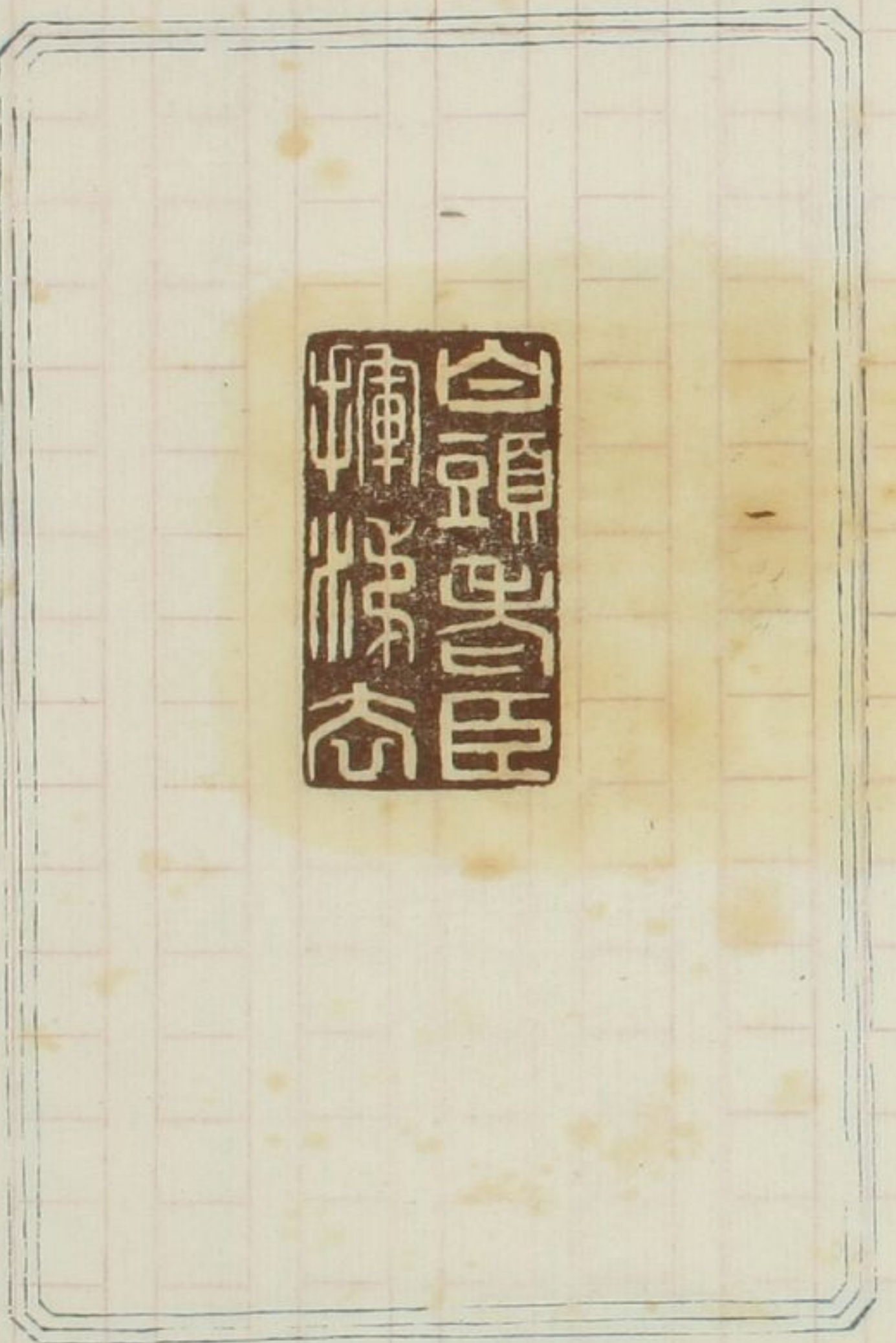
此の如く、固く元は誤り、
後刻





王明來印

國書刊行會



紅印



紅印

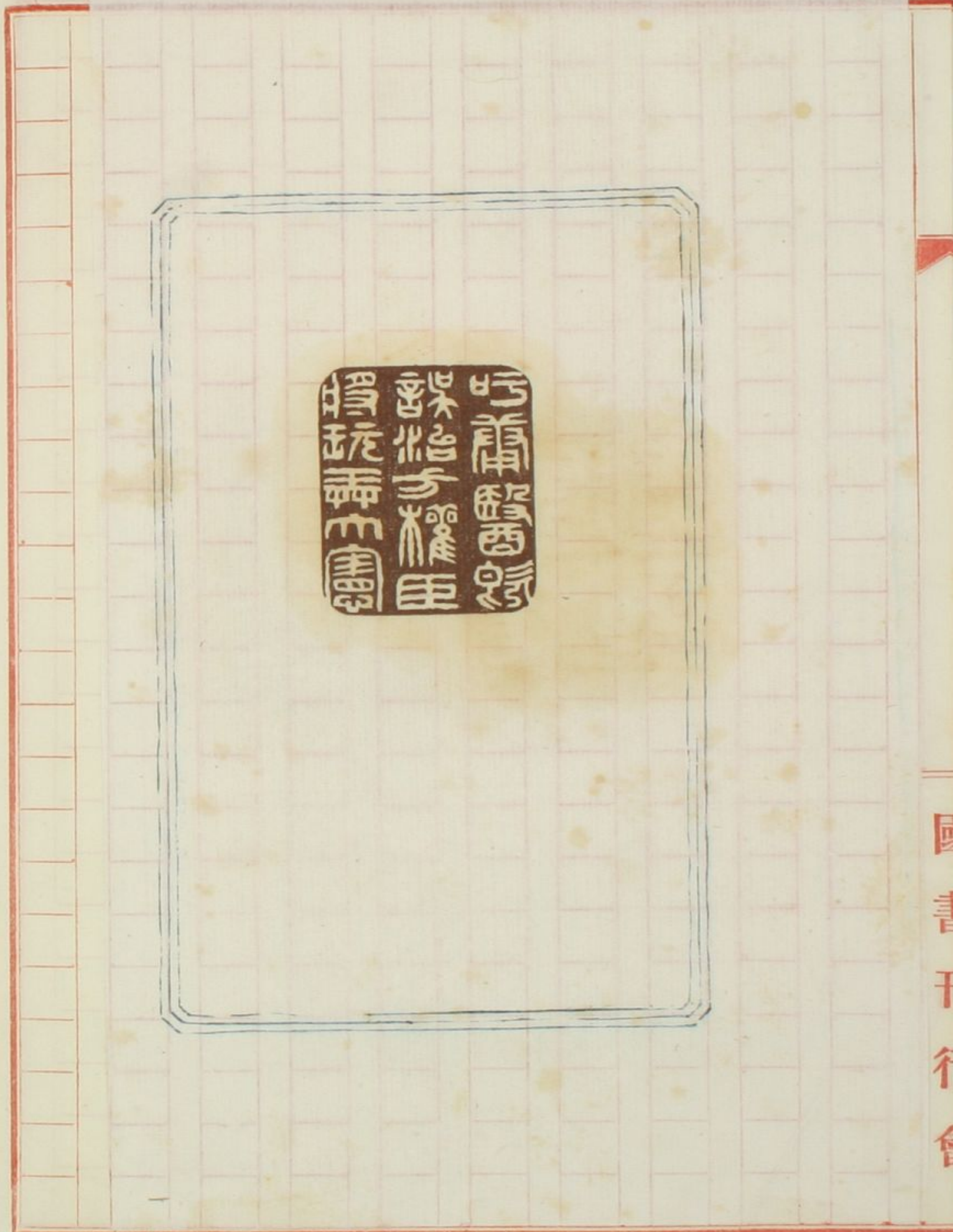
小印

國書刊行會

見...
國書刊行會



精雅
國

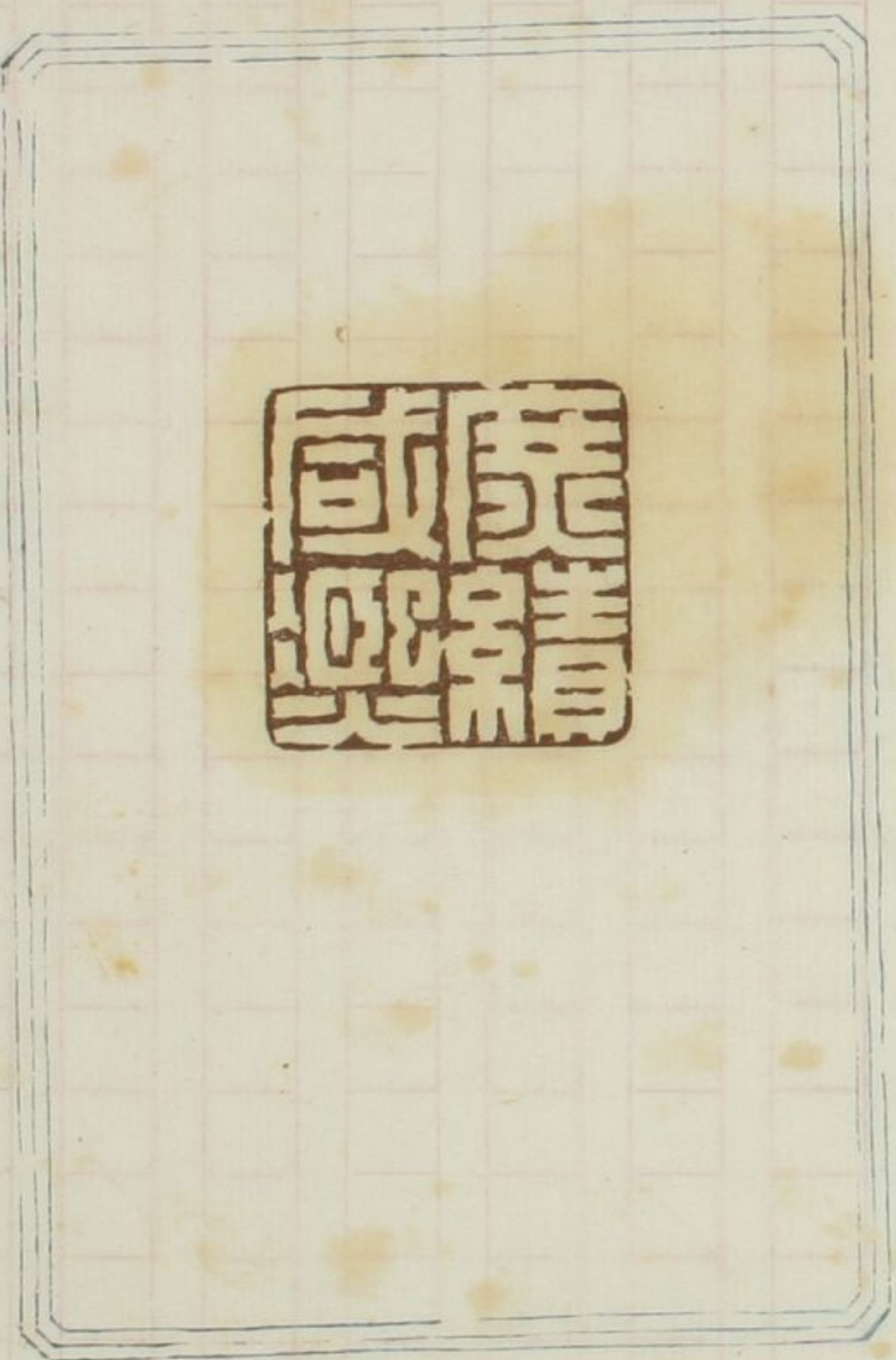


精雅
國

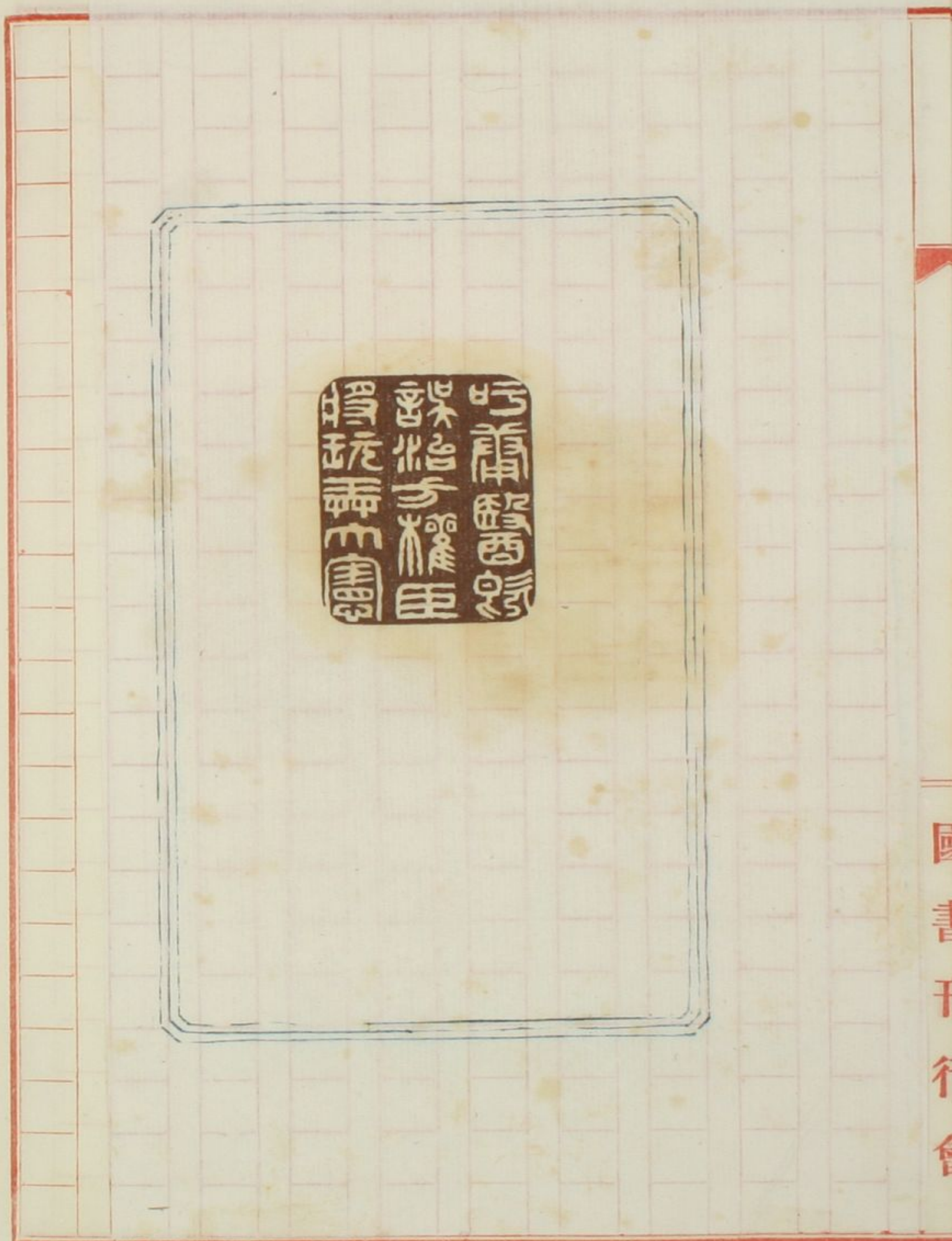
國書刊行會



國書刊行會



精請
國慶



國書刊行會

精請
國慶

篆書印文：國子監印

國子監印

篆書印文：國子監印

國子監印

50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9

先着の御名代

時移り... 内一の馬場の内外に侵入を許されたるは北は極北海道より南は朝鮮半島... 御名代は、七時を過ぎること廿七分、...

兩陛下の着御

之に續きたるは大隈前卿なり、嗣子信常氏と家従に扶けられて入る、之に續きては前卿の侍従、更に之に次ぎてアラシ...

靈輦御着

次に胡蝶、可憐及び梓橘、之をば更に奥深く進めて第二門内の左右兩側に布列し、鈍色の團扇着たる各人が...

天皇御誄を奏した

二重喇叭の音響あり、殊に衣冠單の祭服長官の奏詞を共に大元帥の正装たる...

御葬列青山着

十三日も漸く暮る御葬列青山着... 燈の輝き初めし午後六時と云ふに、おた人少く御式場の奥深く設けられたる葬...

先驅来る

時を過ぎたり、葬場内燃たる禮装に... 心を包み兼ねたる幾千の先着は私に耳を達して今や御葬列の着きもやすと...

天気豫報

全領の部 琉球は北東の風雲... 少雨九州四國山陰山陽山北東の風雲

十四日の天候

桃山は夕方より... 雨模様なるべし

詠歌起る

御名代は、御名代は御名代は... 詠歌起る、御名代は御名代は御名代は...

御靈柩移御

御靈柩の御式型の如く終りて後、間も... 御靈柩の御式型の如く終りて後、間も...

兩陛下の御名代

御名代は、御名代は御名代は... 兩陛下の御名代、御名代は御名代は...

乃木大将夫婦 共に自殺

乃木大将夫婦、共に自殺... 乃木大将夫婦、共に自殺、乃木大将夫婦...

遺書は

遺書は、遺書は遺書は... 遺書は、遺書は遺書は遺書は...

昨日の

昨日の、昨日の昨日の... 昨日の、昨日の昨日の昨日の...

村

村、村村村... 村、村村村村村村...



馬場先の群集

御誄

御誄、御誄御誄... 御誄、御誄御誄御誄...

Table with 2 columns: Name and Amount. Includes names like 金、銀、銅、銭 and amounts.

御霊柩移御
葬儀の御霊柩の如く移りて後、間もなく御霊柩の後方、音もせず解かすに...

霊柩御發軔
霊柩列車は機軸車を除き車輪の數、都合八つなり...



馬場先の群集
葬儀の御霊柩の如く移りて後、間もなく御霊柩の後方、音もせず解かすに...

兩陛下の御名残
靈柩の汽車を御霊柩の御名残の如く、唯見る金光電燈の光を映して...

還幸啓
靈柩御發軔の折、折衷委員の諸君は、一帯に起立して奉送したり...

乃木大將夫婦 共に自殺
靈柩發引の弔砲を 合同として殉死す

大將の死状
大將の自殺は、先帝陛下の御遺詔に、自決せしむる旨あり...

遺書は一通
石黒景範に宛てたる一通の遺書は、死に於て屍體を...

昨日の晝間
大將は十三日十時八分、自動車にて自決を出て伏見宮邸...

現場見物者
坂本大將の自決現場には、見物者が多く集まり、その様子を見物したるものなり...

村上軍醫正の談
乃木大將に就いては、自決の決心が固く、死に臨むまで固く秘して居る次第なり...

下女お金の談
乃木大將自決の時、最早其室へ歸り、付けたる女中お金、先頃同邸に居り...

山田副官母堂の驚愕
乃木大將自決の消息を聞き、山田副官母堂は、驚愕の至り...

記念の撮影
乃木大將は、昨朝八時頃、奥庭へ寫眞師某を招き...

日本の風教道徳の一案
乃木大將の自決は、日本の風教道徳に、多大の影響を及ぼすものなり...

乃木大將官歴
乃木大將は、大正九年九月十三日、自決せられたる。其官歴は、大正九年九月十三日...



乃木大將自決の現場
乃木大將の自決現場には、見物者が多く集まり、その様子を見物したるものなり...

乃木大將自決の現場
乃木大將の自決現場には、見物者が多く集まり、その様子を見物したるものなり...

乃木大將自決の現場
乃木大將の自決現場には、見物者が多く集まり、その様子を見物したるものなり...

乃木大將自決の現場
乃木大將の自決現場には、見物者が多く集まり、その様子を見物したるものなり...

乃木大將自決の現場
乃木大將の自決現場には、見物者が多く集まり、その様子を見物したるものなり...

乃木大將自決の現場
乃木大將の自決現場には、見物者が多く集まり、その様子を見物したるものなり...

Advertisement for '恩救' (Enkyu) featuring a list of names and amounts, such as '金一千元' and '金五百元'.

品川沖の方途に海軍の軍艦も起る一刹那
木村軍艦(房久)の號笛を各艦に今迄黙然
として山の如く横はれる艦隊列は徐々
と進行を始め雨降下には是が此世の最終
と汽車の後影を名残惜氣に目守らせ給ひ
しが汽車はやがて闇に没したり

●乃木大將夫婦 共に自殺

▲靈輦發引の甲砲を
△合圖として殉死す
満都前夜として御大葬奉送は餘念なき十
三日午後七時五十分海軍道群衆の警戒に従
事せる警備第三大隊第十三中隊の隊本警
部補が赤坂新坂町五十五番地先の道路交

●囚徒の逃走

△警員の不足を顧み
市中の石山市太郎及び及

父赤坂警備第十三中隊長坂本警部補の語
る處は少しく之に異れり其の語る處に依
れば同氏は午後八時過ぎ赤坂新坂町五
十五番地を警備し居りしに乃木大將邸に
て女中の泣き喚く聲の聞ゆるより何事な
らんと駭付け見たるに女中は同邸二階日
本間の扉の戸を必死にて引開けんとす
し居たり仍て同警部補は協方して内部よ
り錠かけたる扉を開き見たるに乃木大
將は此日宮中より歸邸せられたるまゝと
見大禮服の上着を脱して襦袢一枚 夫
人しづ子(子)は白襟紋付にて、鏡利なる
日本刀を以て刺違へ共に打伏して見事に
絶息し居たり此の有様を見て同警部補は
大に驚きたるも自分は御大葬に付長野縣
より應援として上京したるものなれば勝
手分らず屍に角電話を以て赤坂警へ急報
したれば時を移さず本堂赤坂警署署長は
團江警部を随へて同邸に急行せしめ既に
絶息し居るを視て「御大葬の式を全くと
終るまで固く秘し居る次第なり」と

●乃木大將自殺に就 日本の風教道徳の一案

▲靈輦宮門を出て給ひ合圖の號砲殿々満
都を歴し國民擧りて最後永訣の誄詞を先
帝の靈前に捧げんとするの刹那、突如一
大悲聲は更に吾人の耳を驚かせり乃木大
將夫妻の自殺の事是なり
▲大將は實に現代に於ける武人中の武人
にして所謂武士道の精神を傳へたる典型
的武人として景仰せらるる思ふに大將の自

●御誄詞祭詞等の公表

昨夜青山葬場殿に於ける天皇陛下の御誄
詞並に祭詞祭詞等の祭詞及び西園寺

に参内されたのを御見送り申上げしとは
聞きましたかか亡くなりになりなすしたこ
とは夢にも存じませんか奥様も俄に顔
色を變へて深く打撃を蒙り今にも歸り
來るかど待つて居ます處ですがと殆ど失
神の體なり

●記念の撮影

▲乃木大將は昨
朝八時頃自邸の奥庭へ寫眞師某を招き軍
服を着て撮影せしめ夫より自動車にて
伏見宮邸へ赴き程なく歸宅の後最期を遂
げられたり大將の姉なる豊多摩郡代々木
に住する小笠原さね子は此凶報に接する
や直に乃木邸に赴き向石黒男は青山式場
を終りたる後同邸を訪問せり

●乃木大將官歴

君は舊山口藩士乃木希次の長男にして嘉永二年十
一月十一日を以て生れ維新の際高杉晋作の幕僚と
して國事に奮發して功あり後一身を軍務に別し明

沖宮	佐福	愛德	山鹿	石秋	青島	長濱	王柄	千崎	長	神京	北	開	朝
金七千四百圓	金九千九百圓	金二萬五千圓	金一萬七千九百圓	金一萬二千三百圓	金一萬二千三百圓	金一萬二千三百圓	金一萬二千三百圓	金一萬二千三百圓	金一萬二千三百圓	金一萬二千三百圓	金一萬二千三百圓	金一萬二千三百圓	金一萬二千三百圓
鹿島	大高	香和	廣島	富山	山形	宮城	秋田	岩手	山梨	新	兵	東	大
金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓	金一萬七千九百圓

恩赦詔

朕遠二大故二遭ヒ哀矜已マズ前典ヲ
ナ遠邇ニ洽カラシム以テ朕ガ罔極ノ哀ヲ申ヘム
コトヲ念ヒ特ニ有司ニ命ジテ恩赦ヲ行ハムトス
百僚有衆其レ朕ガ意ヲ體セヨ

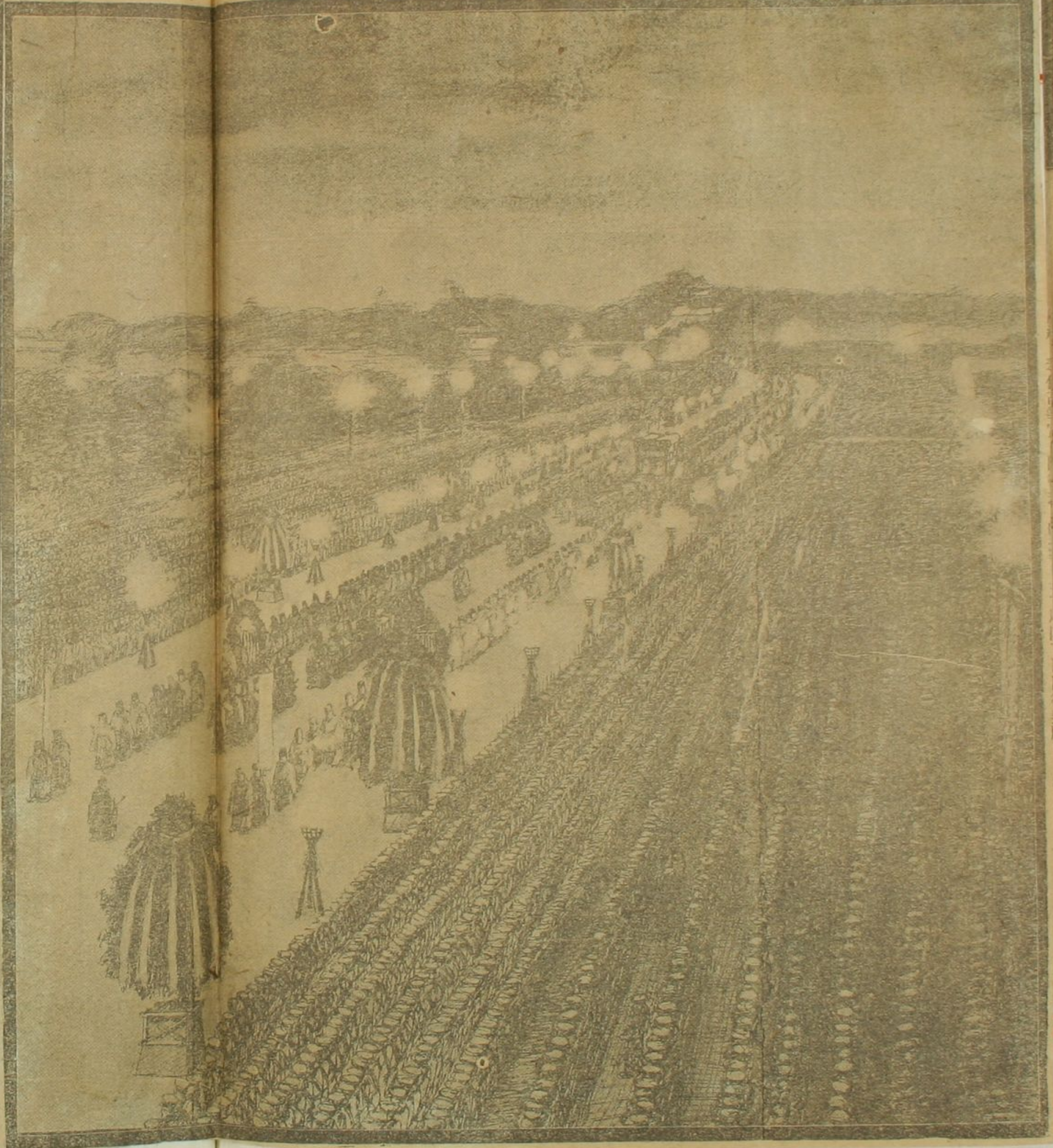
大正元年九月十三日
各大臣副署

恩恤勅語

朕大喪ニ丁リ特ニ命ジテ内帑ノ金ヲ出シ各地方
ニ頒賜シテ以テ慈惠救済ノ資ニ充テシム

大正元年九月十三日
各大臣副署

靈 輜 宮 城 出 御

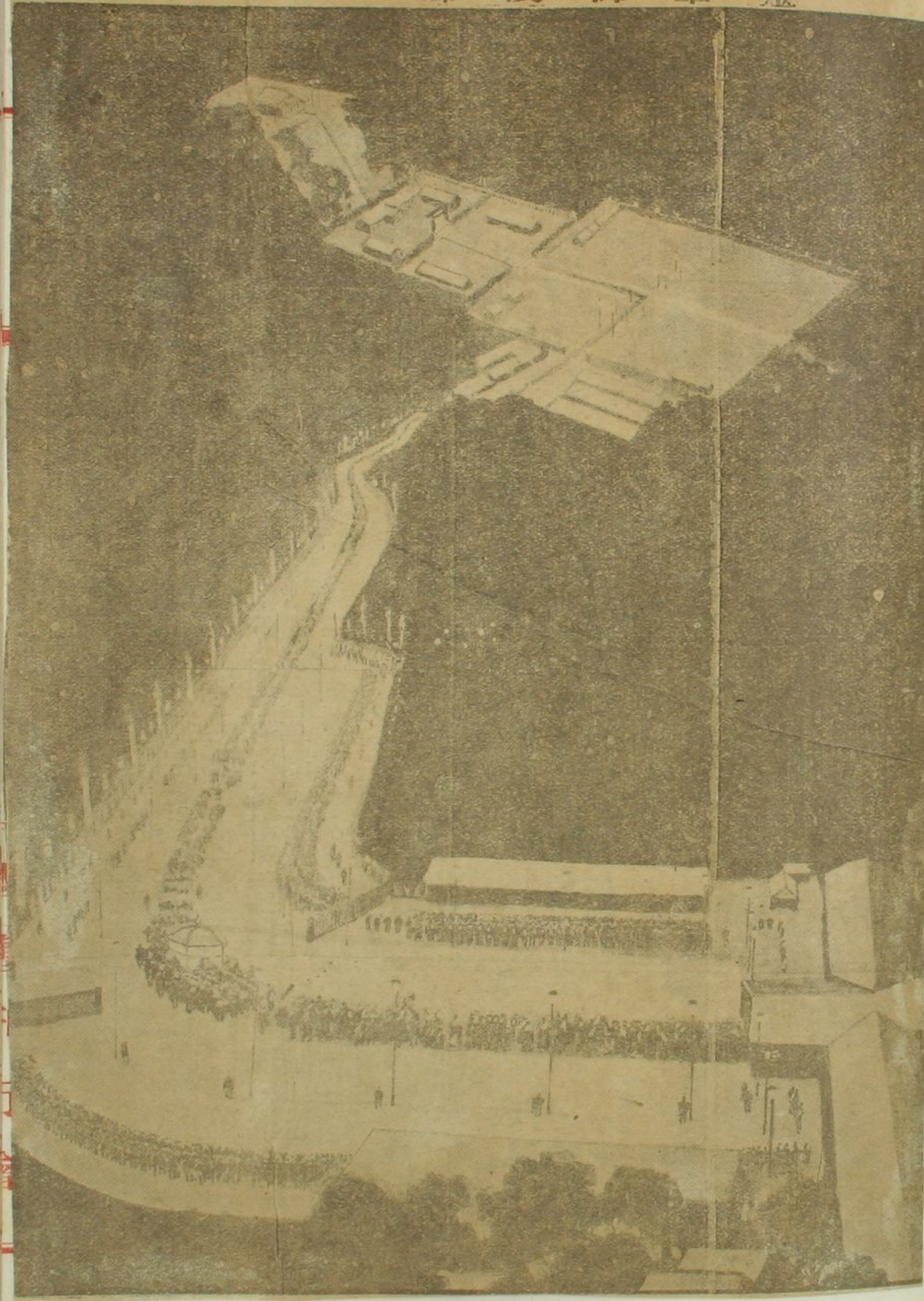


品川沖靈輜の申

Blank page with red horizontal lines for writing.

國書刊行會

靈輦御陵所に進御



兼知新聞 外號

大正元年
九月十四日

○乃木大將夫妻の殉死

伯爵乃木大將は十三日午後八時御靈柩宮
城御出門の號砲と合圖に赤坂新坂町の自
邸に於て夫人靜子と共に短刀を以て自殺
殉死と遂けたり

(午前零時三十分發行)

ハシテ文章と稱せし今日の内海子とて其
類を始めて述ぐ碑の刻とせむと
の事とて余も其を毛筆に描くこと文章
の物とて稱せし余も其を又碑に
印す以て其の共せん其の事とて
何方の地多し其の事とて其の事とて
の久しく埋没し其の事とて其の事とて
する所以や撰者の由原公其の事とて
撰りしこととて其の事とて其の事とて
し其の事とて其の事とて其の事とて

九

繼志園記

夫孝之道莫大於父祖之志孔子言之子思述
之吾曹亦何疑為人之父祖者孰不欲子孫之
忠孝孰不欲子孫之榮顯是以孝子慈孫致
務焉天保丁酉歲大饑米價踊起小民凍
餓吾越後州蒲原郡水原鎮玉其家相謀各減
私穀之價糶之小戶雖感其奉之甚於忠心
連員既多家資亦竭無力以買升斗唯仰
天長嘆息而矣市嶋克彦惘然不思見日

就因之羸欲全活之曰先子嘗有卜隣里之地而
徑之別墅之志擇地久日之矣余^幸後濟池
房中以村壤地相接大起土功侵其屋直作
飲食之則庶幾可全活也先子居恆視人之
急猶視己之急也地下若有知之必冥助之焉
且基趾既成則四面濟池不待多費而為新
畬為殖田繼志而救小戶之急地時為然不可
失也濟池者土豪數家分而有之募以膏價
或以田換之盡為市廛氏之有乃聚小戶之不
能自食者告之曰中鴻村中余所有之地內

有圃田隱然而隆起不可以灌溉也沃土而黃
壤徒種菜瓜可惜將以龍之填濟池以為別
墅之基趾仍約工人為伍搬高輪各六尺之
土者雇以一方金不能伍者以是為準小戶流
氓陸續而趨之日中餉之以五合飯不擇男
女老弱而附之役徒大喜以為出外相謂
曰疇昔糠糲猶不得飽今有白粲又有青錢
仰可以供養老親其餘足以撫育妻媵子有
感激而垂涕洟者其賜不可浚也起役數日
涓之曰余之姓顧欲救四等之急身今未

優頗疾，暫其休矣。翌年凶荒，倍食歲，小戶
聯署請復土役如前日，許之。土役凡五年餘，
畢功，小戶流氓得舉火而不絕焉。市嶋氏田園
菁殖遠在他郡者，置莊管其收入，就中出食
時鎮所轄之福嶋新田以下七邑佃戶最苦，食
艱，先廣潤之出五千金，斟酌窮乏，深淺貸之，令
待歲豐，稍之償之，每事盡情矣。先廣之恩
惠，豈可以枚量哉。比版築既畢，而屋宇
將構，濬池盡為膏腴之田，鄉所謂隆起之
園，變為水田相合而同賦畝，一望無際，果此所

軍矣。清官家之履畝，益稅若干，方今昇平
二百餘年，戶口歲增，官家於壤地最盡心
是以墾闢之功為大，別墅園中，唯植松木松
杉，自然取趣，其不好壯觀也。明矣，先廣既沒，
長子宗輔嗣一遵乃父成迹，而不敢侈也。
徵園名於內，稱公基并起其言。公基，余之
曰，繼志乃父受乃祖之命，而築心焉，繼其志也。
何俟余言救恙之惠，雖出惻怛之心，奉乃祖
遺訓之教也。公基之於市嶋氏，識之益三
世，乃祖勤儉而慈惠，乃父敦葛而務施，嗣

子謹慎而守約事為施設、若不同其不失不
忍之心也。一可不謂繼其志乎。恭惟市島氏
祖宗以來固守。官家教令苛責佃戶不怠
官家許、世稱世氏帶邊刀、又加賜三日俸、斯
不亦繼其志乎。是以累世隆盛、州中少其比
繼志之不可已也如是。孫子謹慎而守之則豈
幸帝時氏隆興之福而已哉。抑亦窮民
佃戶之幸也。將刊貞砥建之園中、於是乎
記

此物お好の断片と對の昭するに

英る所あるは惟の断紙の好を
校を注し、このも之し、揚をくく
全部を存せり、上石せん、之先の彼
是日、昭会して取捨を要するの之を
より英許、雌黄を加へて訂正す
と可とす

大正元九月十八日記

此文の撰者を只の天淵とて、ふ村上篇とあり、か内取
鐘山の事也、此の人物志、鐘山名公室室の温一編
案、是とあり、家文、勢、字、名、を、後、を、後、と、し、こ
とあり

○宗家の代志園記を記せんとて碑陰に
 宗家の流世一をも略叙せんことを欲し材料
 蒐集し取らざるにせしむに於て地方史を元
 浦のこともそのくさるるに於て十三年内
 務省の地方況事略譜を傳へしに於て府
 の況事及び流世一を即ち宗家の宗家地
 二にきし也其故宗家地とすに戊辰の兵
 火に七月廿七日午時を以て終りきり
 也

新潟縣 明治十五年二月内務省圖書局花柳
 地方沿革略譜 板橋

新潟裁判所

越後府

没年 元年四月十九日

置府 元年六月三日改裁判所

長官 四條隆平

長官 四辻公賀 元年七月廿七日任
 元年九月廿七日罷

元年四月十九日
 任裁判所佐官
 魚鎮推副佐官

四條隆平 元年九月廿七日任
 元年十月二十八日罷

元北陸道先鋒
 魚鎮推副佐官

管轄 元年九月三日改越後四三
 嶋古志、高原、沼垂、岩
 船五郡

新潟府

越後府

設置 元年九月廿一日
 慶應義塾府置之

再置 二年二月八日

長官 西園寺公望 十牌

廿八日任知事(元帥)
致七總督府奏謀

管轄 元年十月五日置柏

崎休治二縣二年
二月二十二日、島二

縣於細路府元
年十二月二十三

日置撤後地方
沒收地

長官 壬生基修 二年三月

事(元三基陸軍將)

管轄 二年二月廿三日置柏
崎休治二縣

府兵 二年二月二十四日置

府兵及成兵合十二
月七日解縣兵

理事 越後信實督義務親

王四軍理圍于軍門
受庶民訴狀○以聞

之記

新潟縣

置縣 二年二月二十二日改府
為縣今七月二十七日廢

水原縣

置縣 二年七月二十七日

長官 楠田英世 二年三月

任知事(元判事)

越後按察使府

設置 二年十月三日 三年六月

長官 三條西公久 二年四月

系和知事兼按察
使次官

職制 按察使、察簿、孫、政、使、

与地方官謀、安撫人民
本國以去年當兵馬之
衝、且縣官處、又
換故設之、

改置後府置之、而保

新潟縣

長官 壬生基修 二年七月

任知事(田沼後府知

事、十月三日任東

京府知事
三條西公久 二年十月

任知事(元信從)

管轄 二年七月廿五日置

管轄地屬于休治

縣

今年八月廿五日刻置
管轄地屬于休治

今年十月廿四日置三根

山藩田領地在故後

置者、今十二月三日置

國書刊行會

全四平野并下山村

新選村

置野 三年三月廿五日 廣永東村
後之兩里分屬新選

長官 三條西公允 三年三月廿五日 任知事
白水原村(元) 全年

四月十四日 梅家手使明友
六月十五日 龍石了五
官

平松時厚 三年六月十九日 任知事
(元) 宮内權大丞

同北河 新選白里川三の市村松三根山村上
治高松修治長官高田清修長板推治

藩情後河二級の況其平系清可(元) 敬

新選村

置野 四年十月廿日 廣永村長官白里川三の

市村松三^{三子}村上七物置三之

長官 平松時厚 四年十一月二十日 任知事
(元) 廣永村長官

楠本正隆 五年五月二十日 任知事(元)
外務大丞

八年八月十二日 任内務大丞

永山盛邦 全年十一月廿五日 任知事
(元) 龍石了五

治所 城河本西浦各坪新選西坂(元)

開禧 元年十一月十九日開禧後滿原部

昭

後思

兵至兵火 戊辰七月廿七日午

大... 國書刊行會

大正二年心以降(漱石元年九月)廿九年

基金部財政方針

一 現金五戸田及本年十二月迄の基金
 収入約三萬圓ヲ以テ二十五年末拂合ホモ
 仕拂行モ三根馬氏地西(運動場橋
 院)ノ購入費ニ充ル

但し製園宅債ニ充ル金五千圓ト
 見積リ此の内々支出ス

一 八幡下池袋お所ニ移ル地高ニ地
 委印の方針と取ル地家抵高の負債

を償却(凡二十一萬圓)シ(負債者
 九万三千五百圓)運動場(中)の地西を
 換ヘス(凡此債二万圓と見積ル但し
 家底ハ計入セズ)

一 在野印シ生シテ利益金を以テ經常
 部員債を償却ス

一 本年が五戸田の年以降四年間に
 八萬圓の合計三十七万圓を以テ現ニ種
 補造工事を完了シ其餘を固定基金
 ニ充テス

一 在川某事支取八十四万圓を豫測し
しこと業也(既述四十三万七千圓の
十萬圓)即ち申出額百萬圓以上と見
んことより更に進めしるに四十二萬圓以上
の申入を得て大減価支料を減額中
印本の完成を固るべき事

一 運輸増入費(十年後拂込却方約
長(五分)の支拂及少額繰上
ある^{上の}地家賃支拂費は五十年以後の
問題とす

九月廿日の事務概算書に
去提出案もたれんこと
しことし概算する事
とも大体を此案のこと
事務概算を
一回是認の概算

○前掲徳志園記を指しては、其の間の志指
に在、唯或許闕く、友人抄本、成天志、徳志
元、核増損、右之一命を作し、原又を可
及存、其の志を成、或して其の志を成、
抄す所あり、(大正元九月盡り頃)

継志園記

男爵前嶋基經

内藤公基撰

園在越後蒲原郡水原望族市嶋光廣之所開
也光廣之考曰千吉好慈惠視人之急猶視己
急嘗有嘗別墅之志未果而歿光廣繼成其先
志有年矣天保丁酉歲大饑餓矣載首水原
土豪相謀各糶私粟極賤其價然細民小戶窮
匱已甚無資買斗升仰天大息耳光廣見之惻
然以為及今營墾則民得食於工而庶幾免飢
餓矣是先子之志也因去相地宅後有濬池可
填以為園池屬中嶋村土豪數家分而有之光
廣乃購之聚小戶不能自食者謂曰吾今填也
欲服工者聽其法五人為伍伍運土一升則給
金一方日中餉以飯五合民喜而趨之準者志
已數月光廣罷工曰初吾欲救世等之窮耳
今米價頗落其暫休矣翌年凶荒更甚連累請
復土工聽之凡五年而畢因以起烟者數百家
有感歎流涕為市嶋氏所有福嶋新田以下十

餘村戊子地震佃戶屋舍往往崩壞充廣又去
三千金貸之其恤人濟物率此類也墜植以花
木數十株自然成趣無珍奇之產華美之觀充
廣歿長子宗鋪承後一遵乃父迹不敢侈也次
徵園名於余余曰夫孝善繼人之志宜命曰繼
志余識市鳴氏三世乃祖勤儉而慈惠乃父憂
萬而務施宗鋪謹慎而守約雖性度不同其所
以為仁人則一也抑市島氏祖先以來盡力於
農職田園著殖殆遍蒲原一郡官家寔賞許以
稱姓氏佩兩刀且加賜三口俸乘葉洛盛州內
罕比其豈非積善之餘慶耶樂善祖宗之志
也繼志子孫之責也嗚呼是此國之所以不可

無記也歎

大正 年 月 日 述

書

五號(早稻田學報原稿用紙)

